第２次横手市総合計画　「基本構想・基本計画」体系図

基　本　構　想

将来像	重点目標	基本目標
みんなの力で　未来を拓（ひら）く　人と地域が燦（かがや）くまち　よこて	働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち	みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり
		楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり
		美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり
		地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり
	安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち	安全で快適な住みよいまちづくり
		みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり
		計画実現のために

後 期 基 本 計 画

政　策・施　策

政策１【健康福祉】　伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

【施策 1-1】子育て支援の充実
【施策 1-2】健康な心と体づくりの推進
【施策 1-3】健康でいきいきとした高齢社会の推進
【施策 1-4】障がい者（児）福祉の充実
【施策 1-5】低所得者福祉の充実
【施策 1-6】福祉を支える人材の確保と育成

政策２【教育文化】　学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

【施策 2-1】横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
【施策 2-2】安全で安心して学べる教育環境の整備
【施策 2-3】元気なまちを築く生涯スポーツの促進
【施策 2-4】心を豊かにする生涯学習の推進
【施策 2-5】よこての伝統文化の継承と再発見

政策３【生活環境】　豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

【施策 3-1】安心して暮らすことのできるまちづくりの推進
【施策 3-2】美しい自然環境と快適な生活環境の保全
【施策 3-3】災害に強いまちづくりの推進
【施策 3-4】循環型社会の一層の推進
【施策 3-5】地球温暖化対策の推進

政策４【産業振興】　魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

【施策 4-1】魅力ある農林業の振興
【施策 4-2】活気ある商業の振興
【施策 4-3】活力ある工業の振興
【施策 4-4】観光・物産資源の発掘と発信
【施策 4-5】企業誘致の推進、企業留置と雇用対策

政策５【建設交通】　暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

【施策 5-1】雪国の快適な暮らしの実現
【施策 5-2】快適な移動空間の実現
【施策 5-3】市民が利用しやすい公共交通の充実
【施策 5-4】地域拠点整備による市街地の活性化
【施策５-5】安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理
【施策５-6】市民がくつろげる公共空間の整備

政策６【市民協働】　やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

【施策６-１】市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実
【施策６-２】男女が尊重し合う社会づくり
【施策６-３】情報を共有する環境の整備
【施策６-４】市内外との交流連携の推進

政策７【行政経営】　横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

【施策 7-1】市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進
【施策 7-2】財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進
【施策 7-3】戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実

第3次横手市総合計画 「基本構想・基本計画」体系図

基 本 構 想

将来像	基本目標
	基本目標1＜健康福祉＞ すこやかで心豊かに支え合うまちづくり
	基本目標2＜教育文化＞ 豊かに学びみんなが輝くまちづくり
	基本目標3＜生活環境＞ 自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり
	基本目標4＜産業振興＞ 活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり
	基本目標5＜建設交通＞ 四季を通じ暮らしやすいまちづくり
	基本目標6＜市民協働＞ 市民一人ひとりのつながりで活気あるまちづくり
	基本目標 7＜行政経営＞ 市民満足度の向上を目指し続ける行政経営

前期基本計画

重点目標	政策	施策	
	政策1 みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	施策 1-1	持続可能な地域福祉の推進
		施策 1-2	健康づくりと地域医療体制の推進
		施策 1-3	生活に困難を抱える人への支援の充実
		施策 1-4	こども・子育て支援の充実
		施策 1-5	障がい者(児)福祉の充実と社会参加しやすい地域・人づくり
		施策 1-6	高齢者福祉と在宅介護の充実、介護予防と生きがいづくりの推進
	政策2 豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	施策2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
		施策2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備・充実
		施策2-3	スポーツによるまちづくりの推進
		施策2-4	心を豊かにする生涯学習の推進
		施策2-5	よこての風土に育まれた伝統文化の継承
	政策3 自然環境を守り、快適で安全なまちづくりを進めます	施策3-1	安全で暮らしやすいまちづくりの推進
		施策3-2	豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の形成
		施策3-3	災害に強いまちづくりの推進
		施策3-4	ごみの適正処理と生活環境の保全
		施策3-5	地球温暖化対策の推進
	政策4 人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	施策4-1	農林業の持続的発展
		施策4-2	活気ある商業の振興
		施策4-3	活力ある工業の振興
		施策4-4	地域資源を活かした観光・物産振興
		施策4-5	企業誘致の推進と雇用機会の拡大
	政策5 地域の特色を活かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	施策5-1	雪国の安全・安心な暮らしの実現
		施策5-2	道路環境の充実と道路ネットワークの強化
		施策5-3	公共交通の充実と利用の促進
		施策5-4	快適な居住環境の形成と地域の特性を活かしたまちづくりの推進
		施策5-5	上下水道事業の安定的な運営と安心な暮らしの構築
		施策5-6	市民協働による公園環境の魅力向上
	政策6 市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	施策6-1	地域住民による地域コミュニティの活性化
		施策6-2	男女共同参画社会の実現・女性活躍の推進
		施策6-3	情報を共有する環境の充実
		施策6-4	市内外との交流連携の推進
	政策7 横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます	施策7-1	市民満足度の高い、成果重視の行政経営の推進
		施策7-2	財源確保と効率的かつ健全な財政運営の推進
		施策7-3	戦略的・計画的な人材育成と人材活用による組織力の向上

総合計画策定委員会検討結果

健康福祉部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり 私たちが将来にわたり元気であり続けるには、支える側と支えられる側みんなが健康でなければなりません。生活習慣病予防や介護予防に重点を置き、それぞれが健康でみんなが安心していきいきと暮らしていくため、健康増進のための取り組みを進めます。 また、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、安心して子育てができる環境を整えるとともに高齢者が安心して福祉、医療サービスを受けられる環境整備に取り組みます。	基本目標 すこやかで心豊かに支え合うまちづくり 説明文 少子高齢化と人口減少により急速に進む社会変化に対応するためには、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域をともにつくっていく「地域共生社会」を実現することが大切です。 こどもから高齢者、障がいのある方まで、全ての世代が自分らしく生きがいを持ち、地域のつながりの中で暮らせるよう、持続可能な社会基盤を築き、安心して住み続けたいと思えるまちづくりに取り組みます。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	
施策		施策	
施策1-1	子育て支援の充実	施策1-1	持続可能な地域福祉の推進
施策1-2	健康な心と体づくりの推進	施策1-2	健康づくりと地域医療体制の推進
施策1-3	健康でいきいきとした高齢社会の推進	施策1-3	生活に困難を抱える人への支援の充実
施策1-4	障がい者（児）福祉の充実	施策1-4	こども・子育て支援の充実
施策1-5	低所得者福祉の充実	施策1-5	障がい者（児）福祉の充実と社会参加しやすい地域・人づくり
施策1-6	福祉を支える人材の確保と育成	施策1-6	高齢者福祉と在宅介護の充実、介護予防と生きがいづくりの推進

総合計画策定委員会検討結果

教育文化部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり 横手市には各地域に伝え残すべき伝統文化、伝統行事が数多くあります。この文化を伝えていくためには、世代間交流を充実させ、後継者育成を図る必要があります。郷土愛を育み、地域に支えられた、ふるさと教育を推進します。 また、市民一人ひとりが生涯スポーツと出会い、楽しく健康な生活を送るとともに、スポーツの振興を通じた交流人口の拡大により元気なまちづくりと地域の活性化を目指します。	基本目標 豊かに学びみんなが輝くまちづくり 説明文 横手市には豊かな自然や文化、産業など、学ぶべき資源が多くあります。人口が減少傾向にある中、地域社会や経済活動の維持・向上、伝統文化の保全などを図るためには、市民が自ら学び、地域の良さに触れ、たくましさを培いながら、人が育つ環境を整えていく必要があります。 学校教育はもとより、スポーツや芸術文化をはじめとした様々な学びの活動をより充実させ、市民の心、暮らしを豊かにするとともに、交流人口の拡大や地域の活性化を含めたまちづくりを目指します。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	
施策		施策	
施策2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	施策2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
施策2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備	施策2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備・充実
施策2-3	元気なまちを築く生涯スポーツの促進	施策2-3	スポーツによるまちづくりの推進
施策2-4	心を豊かにする生涯学習の推進	施策2-4	心を豊かにする生涯学習の推進
施策2-5	よこての伝統文化の継承と再発見	施策2-5	よこての風土に育まれた伝統文化の継承

総合計画策定委員会検討結果

生活環境部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり 美しい自然に囲まれた豊かな暮らしという貴重なふるさとの財産を、更に美しく豊かに発展させて次世代へ引き継ぐことに努めます。そのため、省エネルギーへの意識啓発を強化し、循環型社会の構築を推進します。 また、すべての市民が安全で快適な日常生活を送るため、災害に強く、防犯意識の高いまちづくりを進めます。	基本目標 自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり 説明文 すべての市民が快適な環境で暮らし、心豊かに生活できることは活力ある地域社会を築く基盤です。 恵まれた自然環境のなかでの暮らしに誇りを持ち、快適な生活空間を守り、更に美しく豊かに発展させ次世代へ引き継ぐことに努めます。 空き家対策の推進や防災・防犯対策を充実させるとともに、交通安全対策の推進により、快適な暮らしを実感できるまちを目指します。 環境に配慮した施策に取り組み、地球温暖化対策に対する市民意識の高揚を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		自然環境を守り、快適で安全なまちづくりを進めます	
施策		施策	
施策3-1	安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	施策3-1	安全で暮らしやすいまちづくりの推進
施策3-2	美しい自然環境と快適な生活環境の保全	施策3-2	豊かな自然環境と快適な生活環境の形成
施策3-3	災害に強いまちづくりの推進	施策3-3	災害に強いまちづくりの推進
施策3-4	循環型社会の一層の推進	施策3-4	ごみの適正管理と生活環境の保全
施策3-5	地球温暖化対策の推進	施策3-5	地球温暖化対策の推進

総合計画策定委員会検討結果

産業振興部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり 横手市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光等を活かし、横手ブランドの創出、６次産業化への取り組みを支援し、活力ある産業の振興を図るとともに、地域にある観光資源を活用し、ＰＲ活動を強化して集客を図ります。 また、活力の源である産業が持続的に発展できるよう、産学官金の連携※により既存産業の経営力強化を図るとともに、新技術や新産業の創出を促進し、それを支える人材育成の取り組みを進めます。 ※「産学官金連携」とは、企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や行政（官）、金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。	基本目標 活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり 説明文 横手市が持つ豊かで多様な地域資源を活かしつつ、その魅力を広く発信しながら各産業における人材の確保・育成を図り活力ある産業の振興を図ります。 また、まちの活力の源である各産業の持続的発展のために産学官金の連携※により生産性を向上させ、新たな価値を創出することのできる仕組みづくりに向けて取り組みを進めます。 ※「産学官金連携」とは、企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や行政（官）、金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	
施策		施策	
施策4-1	魅力ある農林業の振興	施策4-1	農林業の持続的発展
施策4-2	活気ある商業の振興	施策4-2	活気ある商業の振興
施策4-3	活力ある工業の振興	施策4-3	活力ある工業の振興
施策4-4	観光・物産資源の発掘と発信	施策4-4	地域資源を活かした観光・物産振興
施策4-5	企業誘致の推進、企業留置と雇用対策	施策4-5	企業誘致の推進と雇用機会の拡大

総合計画策定委員会検討結果

建設交通部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
⑤安全で快適な住みよいまちづくり 高齢化が進む中、雪国での生活においても安全・快適な暮らしの実現を目指すため、雪の負担が少なく、誰もが安全に利用しやすいユニバーサルデザイン※を取り入れたまちづくりを推進します。 また、道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の生活の足となる公共交通の利便性を高め、横手市にふさわしい交通体系の充実を図ります。 ※ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。	基本目標 四季を通じ暮らしやすいまちづくり 説明文 四季を通じ、安全・安心な暮らしの実現を目指すため、災害などのリスクに強く、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。 また、道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の利用しやすい公共交通体系の充実と利用促進を図ります。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		地域の特色を活かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	
施策		施策	
施策5-1	雪国の快適な暮らしの実現	施策5-1	雪国の安全・安心な暮らしの実現
施策5-2	快適な移動空間の実現	施策5-2	道路環境の充実と道路ネットワークの強化
施策5-3	市民が利用しやすい公共交通の充実	施策5-3	公共交通の充実と利用の促進
施策5-4	地域拠点整備による市街地の活性化	施策5-4	快適な居住環境の形成と地域の特性を活かしたまちづくりの推進
施策5-5	安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理	施策5-5	上下水道事業の安定的な運営と安心な暮らしの構築
施策5-6	市民がくつろげる公共空間の整備	施策5-6	市民協働による公園環境の魅力向上

総合計画策定委員会検討結果

市民協働部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり 人と人とのふれ合いや交流が盛んな地域には活力とにぎわいが創出されることから、地域の主体的な取り組みによる協働や助け合いを支援します。 また、「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、市民それぞれがまちづくりに関する情報を共有し、自らの知恵と発意により行われる、地域資源を活かした魅力ある地域づくり活動を推進します。	基本目標 市民一人ひとりのつながりで活気あるまちづくり 説明文 「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、地域に関わるすべての人々の参画と協働によるまちづくりを進め、地域において誰もが活躍できる社会の実現を目指します。 また、市内外へ横手市の魅力を発信し、若い世代の移住・定住を促進するとともに、他地域との交流や公民連携を進め、市民の地域への誇りの醸成と地域の活性化を図ります。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます		市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	
施策		施策	
施策6-1	市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実	施策6-1	地域住民による地域コミュニティの活性化
施策6-2	男女が尊重し合う社会づくり	施策6-2	男女共同参画社会の実現・女性活躍の推進
施策6-3	情報を共有する環境の整備	施策6-3	情報を共有する環境の充実
施策6-4	市内外との交流連携の推進	施策6-4	市内外との交流連携の推進

総合計画策定委員会検討結果

行政経営部会

【参考】第2次横手市総合計画　基本目標	第3次横手市総合計画　基本目標（案）
計画実現のために 人口及び生産年齢人口の減少は、地域の活力低下や市税収入の減少などをもたらします。限られた財源の中で、より質の高いサービスを提供するには効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。このため、様々な行政課題の解決に向け、分野横断的な取り組みを進めます。 また、行政評価の考え方により、メリハリのある予算配分に努め、弾力的に事業の見直しを行うなど時代の変化に適応できる組織づくりに努めます。	基本目標 市民満足度の向上を目指し続ける行政経営 説明文 少子高齢化の加速と人口減少に伴う社会構造の変化、さらには価値観やライフスタイルの多様化などにより複雑化する行政ニーズに柔軟に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、効率的で効果的な行政経営によるまちづくりを目指します。 また、行財政改革の取り組みを継続し、歳入確保や歳出抑制、公共施設の再編などによる強固な財政基盤の構築と、行政課題に的確に対応できる横断的な組織機構と戦略的な人材育成などにより、組織運営体制の更なる充実を図ります。

基本計画（政策、施策名）		基本計画（政策、施策名）	
政策		政策	
横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます		横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます	
施策		施策	
施策7-1	市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進	施策7-1	市民満足度の高い、成果重視の行政運営の推進
施策7-2	財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進	施策7-2	財源確保と効果的かつ健全な財政運営の推進
施策7-3	戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実	施策7-3	戦略的・計画的な人材育成と人材活用による組織力の向上

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-6	福祉を支える人材の確保と育成

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－6　福祉を支える人材の確保と育成
所管：社会福祉課・高齢ふれあい課

1.目指す将来の姿

地域福祉活動やボランティア団体に参加する市民が増えています。また、地域での見守りや助け合いの活動が活発に行われています。

2.取り組み方針

地域の生活課題解決のため、今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろん、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体、ＮＰＯ、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて地域福祉活動の活性化に取り組みます。

3.現状と課題

○　高齢者のみ世帯や高齢のひとり暮らし世帯の増加、少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、家族や地域での相互扶助の機能が弱まっているとともに、市民の抱える生活課題が複雑化・多様化しており、地域社会全体での支え合いが必要です。

○　ボランティア団体やＮＰＯ等の果たす役割がますます重要となり、その育成の支援とネットワークづくりが求められています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-1 名称

持続可能な地域福祉の推進

●取り組み方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体の支え合いのもと、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現につなげていきます。

●現状と課題

○少子高齢化と人口減少が進み、ライフスタイルも多様化する中、高齢者のみ世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が増加している反面、家族や地域間のつながりに頼った相互扶助の機能は弱まっています。

○地域社会の変容により市民が抱える問題が複雑化・複合化しており、既存の福祉制度だけでは充分に対応ができない困りごとがでてきています。同時に既存の制度や社会資源（人材、設備、サービス等）の側でも、これまでにない新たな課題に直面しています。

○「誰かの役に立ちたい」という意識を持つ人は一定数いるものの、ボランティア人材の中心となる担い手が不足しています。まとめ役の負担を分散し、高齢者を含めた誰もが「支える側」「支えられる側」の関係を超えて、担い手として活躍できる体制づくりが急務となっています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-2	健康な心と体づくりの推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－2　健康な心と体づくりの推進
所管：健康推進課・国保市民課・病院事業

1.目指す将来の姿

市民が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送り、年齢を重ねても自分の健康に自信を持てる市民が増えています。

2.取り組み方針

市民の健康づくりの意識を高め、健康診断や保健指導を強化し、生活習慣病の予防を図ります。これにより、医療費の抑制を目指すとともに安定した医療制度の運営を行います。また、基幹病院と地域の医療機関との連携を推進し、質の高い医療や救急医療体制の充実を図ります。

3.現状と課題

○　健康寿命の延伸・市民一人ひとりの生活の質の向上には、市民意識の啓発や地域組織活動への支援体制の強化が求められています。
特に市民の主要死因の約 50%が生活習慣病となっているため、若い世代から疾病に対する正しい知識をもち、生活習慣改善などの対策を講じるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の充実を図る必要があります。

○　横手市の自殺率は全国平均を上回り、高い状態が続いています。自殺者数は女性より男性が２倍以上多く、50 歳代男性と 80 歳以上女性が多い傾向にあります。自殺の動機は男女共に健康問題が最も多く、男性では経済・生活問題も要因となっている現状などから、ライフステージに応じた支援が必要です。地域における自殺予防を強化するために、基礎的な知識と技術を身につけたサポーターを育成し、地域のネットワークづくりをさらに強化していく必要があります。

○　国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化などに加え、生活習慣病の増加や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、国保制度改正により秋田県が財政の運営主体となり、これに対応した事業運営が必要となっています。
後期高齢者医療制度も、高齢者層が増えるため今後被保険者数の増加が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-2 名称

健康づくりと地域医療体制の推進

●取り組み方針

市民がいきいきと日々生活できるよう健康づくりへの意識を高め、若い世代からの健康診断や保健指導を強化し、生活習慣病の予防を図ります。これにより、医療費の適正化を図りながら、安定した医療保険制度の運営を行います。また、患者ニーズを踏まえた質の高い医療の提供に向け、人手不足の解消や経営の健全化・安定化を図ります。

●現状と課題

○市民の健康づくりの意識を高め主体的な取り組みを支援するため、健康に関心が薄い世代を含む幅広い世代への啓発活動・情報発信の充実が求められています。
また、がんやその他の生活習慣病の早期発見・早期治療のため健診受診率の一層の向上を図り、健康寿命の延伸へつなげる保健指導の強化が必要です。

○横手市の自殺率は全国平均を上回る状態が続いています。自殺者数は増減を繰り返していますが、男性が女性より２倍以上多く、男性は40歳代から増加する傾向にあります。女性は80歳以上が多くなっています。
男性は経済・生活問題も要因となっていることから、ライフステージに応じた支援が必要です。自殺予防を強化するため、自殺対策を支える人材の育成や地域における関係団体とのネットワーク強化が求められています。

○国民健康保険事業は、特定健康診査や人間ドックの受診率は向上していますが、加入者数の減少や高齢化等により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、都道府県を単位とした保険料水準の統一化に向けて、全県の医療費に対する市町村の共同負担が求められております。
後期高齢者医療制度も、団塊の世代が移行し今後も医療費増と被保険者の負担増が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。

○市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに地域の二次医療機関として安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。
そのため、医師や看護師をはじめとする医療従事者の質・量の確保、また病院経営の健全化・安定化が求められておりますが、医師の高齢化や各職種での人手不足、患者数減少による収益減、人件費や資材の高騰、感染症対策などによる費用の増加により採算性が低下傾向にあります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-5	低所得者福祉の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－5　低所得者福祉の充実
所管：社会福祉課・建築住宅課

1.目指す将来の姿

住宅の確保が困難となるなどの生活困窮に至るリスクを回避し、すべての市民が自立した生活を確立して、いきいきと暮らすことができています。

2.取り組み方針

生活保護制度の「運営の適正化、自立支援（就労支援の維持）、実施体制の強化」を進めます。また、生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するため、関係機関等と連携しながら、自立相談支援機関による包括的な支援を推進します。

低所得の若者や子育て世帯の定住促進や高齢者・障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への対応施策を展開し、市民が活き活きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。

3.現状と課題

○　生活困窮者や低所得世帯に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な運用に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を実施しています。また、生活保護に至る前段階の生活困窮者は、経済的困窮のみならず就労や心身の健康状態、家族関係、ひきこもり、債務などのさまざまな課題を複数抱えている場合が多く、複雑かつ多様化しています。

このような課題に対応し自立を支援するためには、自立相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や民生委員、町内会、地域住民などの日常的な見守り活動により、生活困窮者やその生活環境の変化を早期に把握して支援につなぐことができるよう、地域全体で生活困窮者を支える体制を構築していく必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-3 名称

生活に困難を抱える人への支援の充実

●取り組み方針

○生活困窮者が抱える課題が多様化している状況を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度で重なり合う支援を継続し、自立に向けた支援が途切れないよう連携し、個人が持つ能力を活用し早期の自立支援に取り組みます。また、セーフティーネットの役割を果たし続けるため、「適正な生活保護の実施、運営組織の実施体制の充実」を進めます。
○低所得の若者や子育て世帯の定住促進や高齢者・障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への対応施策を展開し、市民が活き活きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。

●現状と課題

○生活困窮の背景には安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほかに、若年無業者、ひきこもり、不登校等家庭環境の影響や高齢化、核家族化などによる孤立、子どもの貧困といった様々な要因により、取り巻く環境は変化しており課題も多様化している状況にあります。
　これらの課題に対し地域住民などを含む地域ネットワークの強化などを推進し、生活保護に至る前段階からの早期自立支援を行い、社会生活や日常生活能力の向上など、個々の状況に合った支援を提供し、生活困窮者の自立支援を推進しています。
また、生活困窮者や低所得者世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立助長の支援を実施しています。

○横手市には、低所得者向けの公営住宅である市営住宅が９６１戸、中堅層向けの特定公共賃貸住宅が４０戸、定住促進住宅が２０戸、単独住宅が８戸の計１，０２９戸があります。
（令和６年４月１日現在）
　住宅に困窮している低所得者世帯、特に身寄りのない低所得者で保証人などを探すことが困難な方に対し、居住支援協議会及び各種関係機関と連携を深めた対応が必要です。
　市営住宅と合わせて民間賃貸住宅への入居を円滑化し、重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要です。また、市営住宅等の老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要となっています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-1	子育て支援の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－1　子育て支援の充実
所管：子育て支援課・健康推進課・国保市民課

1.目指す将来の姿

すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちになっています。

2.取り組み方針

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、子どもの健やかな育ちを視点とした支援と、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。また、地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。

3.現状と課題

○　核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。

○　家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的な不安や子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えている場合が多く、より充実した支援が求められています。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進する必要があります。

○　妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を継続する必要があります。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を今後も行う必要があります。

○　すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-4 名称

こども・子育て支援の充実

●取り組み方針

少子化や核家族化、そして共働き家庭の増加に伴い、こどもを取り巻く家庭環境や地域社会が大きく変化している中、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現、また子育て世代の主体性とニーズを尊重しながら「ここで子育てをしたい」と思える「まち」の実現を目指します。

●現状と課題

○こどもの置かれている環境や心身の状況にかかわらず、こどもの最善の利益を第一に考え、将来にわたって幸福な状態（ウエルビーイング）で生活できるよう、地域全体でこどもの健やかな成長を後押しする必要があります。

○少子化が急速に進行する中、未就学児童に対する教育・保育サービスにおける課題は、従来の「量的拡充」から「適正な量の確保と質の向上」へと移行しつつあります。保護者の就労環境の多様化に対応した保育や、教育的視点から就労要件を問わず利用できるサービス等、子育て世代の多様なニーズに対応する必要性が高まっています。

○核家族化や共働き家庭の増加、同居家族の高齢化などを背景に、学童利用率は上昇傾向にあります。「小1の壁」打破に向けて、量・質の両面での拡充が求められており、放課後を安心して過ごせる環境整備を確保するため、横手市学童保育整備計画に基づき、学童保育環境を整備していきます。

○安心して子育てができ、こどもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支援していく体制を引き続き継続していく必要があります。ひとり親家庭やこどもの養育に不安のある家庭、ヤングケアラーなど、支援を必要とする家庭の把握と支援体制の整備が一層求められています。

○乳幼児健康診査や健康相談では、育児における悩みを把握し、心身の発育・発達の確認に加え、不安を軽減する支援体制が重要です。特に増加傾向にある発達障害については、地域全体で理解を深め、誤解や敬遠を無くし安心して過ごせる場所や過ごし方について、家族へのサポートも含めた取り組みを進める必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-4	障がい者（児）福祉の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－4　障がい者（児）福祉の充実
所管：社会福祉課

1.目指す将来の姿

障がいのある人もない人も互いに支え合い、協働し、すべての市民の笑顔が輝いて、いきいきと暮らしています。

2.取り組み方針

障がい者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、サービスの提供体制を整備します。

「障害者総合支援法」の基本理念である共生社会の実現のため、障がい児を支える取り組みの充実、共生社会を支える生活拠点等の整備の推進を重点事業とし、さまざまな角度から障がい者を支援し、新たな課題に対応できる体制の整備を行います。

3.現状と課題

○　横手市の人口は減少していくと見込まれる中でも、支援を必要とする障がい者の数は、身体障がい者、知的障がい者は減少しますが、精神障がい者は今後も増加することが予想され、障がい者福祉施策の充実に伴い、障がい者福祉サービス事業費も増加することが見込まれます。

○　これからは障がい者が必要としているサービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らしていけるように、自立支援のためのサービス提供体制を整備を推進していく必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-5 名称

障がい者（児）福祉の充実と社会参加しやすい地域・人づくり

●取り組み方針

住み慣れた地域で、障がいの特性や程度にあった細かなニーズに対応でき、障がい者（児）が各ライフステージに対応した切れ目ない支援を受けることができる体制の整備を行います。

子どもから大人まで、障がい特性や障がい者（児）について正しい知識を学ぶことで、障がいのある人もない人もすべての人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進を実施していきます。

広報や啓発パンフレット制作など従来の情報提供の方法に加えて、新たな情報提供手段の体制を整備し、横手市障がい者基幹相談支援センターを核とした各種相談体制を強化していきます。

●現状と課題

○障がい福祉サービス提供事業所数は一定数確保されていますが、市中心部に多くの事業所があります。そのため居住地によっては利用したいサービスが利用しづらい状況が発生している現状にあります。

○視覚や聴覚など障がいの特性によっては、情報が入手しにくい現状にあります。

○精神科病院からの地域移行が進んだことや地域生活していた障がい者本人や家族等の高齢化、障がいの重度化、環境の変化などから、住まいやサービスのニーズが多様化しています。特にグループホームなどの住まいは生活の拠点となることから住み慣れた地域にあることが望ましいですが、ニーズとサービスが合致せず市外にその場を求めざるを得ない傾向にあります。

○知的障がい者や精神障がい者は微増傾向にあり、サービスの利用期間も長期に渡ることになります。利用者の置かれた環境に配慮した支援や提案ができる福祉専門職の人材確保及び資質の向上が求められます。

○人口減少・少子高齢化が進んでいく中で、障がい者を介助する家族の高齢化について不安視されることから、「親亡き後」の生活の場の確保が必要になります。さらに障がいの特性に応じた必要なサービスを提供することが、障がい者（児）の自立と社会参加を実現するうえで必要になります。

○地域共生社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障がい者（児）の活動を制限し、社会参加を制約している、社会的障壁を取り除くことが必要になります。

○障がい者（児）やその家族の各種相談体制に対し、スムーズな情報提供ができる体制を構築することが必要になります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	1	伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます		
部会名	健康福祉部会	施策名	1-3	健康でいきいきとした高齢社会の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策1】
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1－3　健康でいきいきとした高齢社会の推進
所管：高齢ふれあい課・地域包括支援センター

1.目指す将来の姿

横手市に暮らす誰もが、未来へ希望を抱き生きていくために家族の絆・地域の絆を深め、ともに支えあい、助けあう地域社会が形成されています。

2.取り組み方針

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を推進し、地域共生社会の実現につなげていきます。

3.現状と課題

○　令和２年３月時点での本市の高齢化率は 38.1％であり、３年後の令和５年には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率 40%を超えています。

○　平成 24 年における日本の認知症患者数は 462 万人でしたが、令和７年には約700 万人と推計され、人口の 20%を超える見込みです。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっています。

○　要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険制度による自立支援だけではなく、地域における互助支援も必要です。介護が必要になったときに支え合える地域を、元気なうちから力を合わせてつくることで、世代や分野を超えて、誰もが生きがいを持ち、安心して生活できる「地域共生社会」の実現につながります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策1-6 名称

高齢者福祉と在宅介護の充実、介護予防と生きがいづくりの推進

●取り組み方針

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう介護予防・健康づくり・生活支援に取組み、介護が必要になったときでも、自分らしく安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの更なる充実と強化を図ります。

●現状と課題

○介護が必要となる原因の多くは、生活習慣に起因する慢性疾患のほか、社会からの孤立や閉じこもりによる心身機能の低下であることから、セルフケアを中心とした若いうちからの介護予防の取組みが必要です。また、高齢者が身近な地域で主体的かつ効果的に介護予防に取り組んで行けるよう地域の実情に合わせた事業展開が必要です。

○今後さらに認知症高齢者が増えることが予想されることから、正しく認知症を理解するための普及啓発、本人・家族向けの相談窓口の充実や多職種連携体制整備などの取り組みが必要です。

○令和７年には団塊世代がすべて７５歳以上となり、さらに令和２２年にはいわゆる団塊ジュニア世代が６５歳以上を迎えるなど、今後も人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が続くことが見込まれるため、高齢になっても役割を持ち、担い手として活躍できる体制づくりを推進する必要があります。

○令和６年３月末時点での本市の高齢化率は４０．７８％であり、４０％を超えており、また高齢独居世帯と高齢者夫婦世帯は、全世帯の２５．２％と１０年間で７．１ポイント上昇しています。従来のように家族や公的サービスだけでは、地域で暮らす高齢者の生活を支えることが難しくなってきており、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な担い手による支援の促進を図り、様々な生活支援の体制を整えていく必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	2	学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		
部会名	教育文化部会	施策名	2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策2】
学びの充実とスポーツ･芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部･教育指導部･教育機関･まちづくり推進部

施策2－1　横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
所管：教育指導課･学校教育課･教育総務課
･文化財保護課･学校給食課

1.目指す将来の姿

ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれ、確かな学力を身に付けた児童生徒が健やかに成長しています。

2.取り組み方針

横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。

3.現状と課題

○　この５年間で横手市教育に携わる多くの教職員の退職が見込まれている状況のなかで（【図１】参照）、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援と教職員の資質の向上が強く求められています。このような変化の激しい現代社会において、「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を子どもたちが身に付けることができるようにしなければなりません。

○　学習指導要領改訂に伴い、教育の大きな転換期を迎えている今、新しい時代に必要とされる資質・能力を育成するため、ＩＣＴ教育の推進等、さらなる学びの質的向上を図ることが求められています。
　また、地域で活躍する人材を育成するために、自身の出身地区だけでなく、横手市全体のよさ（教育・歴史・文化・産業）や、食育を通した食文化、郷土食の重要性を学ぶ活動等により、ふるさと横手を愛する心を育む必要があります。

○　少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、就学前や小・中学校において求められている教育内容は多様化し、さまざまな教育課題が発生しています。その中でも、子どもの情報端末機器の所持率の増加によるネット上のトラブル、そこから起因するいじめ・不登校への対策と対応、また特別な支援を要する子ども一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が求められています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策2-1 名称

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

●取り組み方針

地域に根ざした教育活動を通して、横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。

●現状と課題

○近年の当市の出生数から数年後の児童生徒数の推移を算出すると、児童生徒の減少に伴い、教員定数も減少し、子どもたちの学習環境が大きく変化していく状況にあります。学校の存在は、地域社会の活力創出のためにも重要であり、現在ある学校をどのように存続していくかということは、喫緊の課題であります。ＩＣＴを活用した学校間連携を推進するなどして、学校規模の大小に関わらず、多様な考えに触れる機会を設定していく必要があります。

○子どもを「社会の創り手」という視点で捉え直した教育が求められる今、子どもたちが、社会の流れを肌で感じながら主体的に学ぶ「子どもが自律的に育つ学校」への変革を迫られています。学習の場を学校以外にも広げ、より社会に開いた教育を推進していく必要があります。

○自らが社会の創り手となり地域で活躍する人材を育成するためには、横手のよさ（歴史・文化・産業・教育）や、食育を通した食文化、郷土食の価値を学ぶ機会の充実等により、ふるさと横手を愛する心を育むことがより一層重要となっています。

○近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、就学前や小・中学校において子どもたちが抱える課題は複雑化・困難化しています。その中でも、原因や背景が多岐にわたる不登校への対策と対応、また、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が求められています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	2	学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		
部会名	教育文化部会	施策名	2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策2】
学びの充実とスポーツ･芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部･教育指導部･教育機関･まちづくり推進部

施策2－2　安全で安心して学べる教育環境の整備
所管：教育総務課、学校教育課、学校給食課

1.目指す将来の姿

児童生徒が、未来の横手市を担って新しい時代を生き抜く力を身に付けるため、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。

2.取り組み方針

安全・安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な管理を行います。

3.現状と課題

○　建築後 20 年以上経過している学校施設については、計画的に大規模改修を進めるとともに部分的な修繕で対応していますが、縮減する財源の中で維持管理を行うには、緊急度・重要度から優先順位を見きわめていく必要があります。

○　遠距離通学児童生徒の登下校の安全確保と保護者の負担軽減を図るために、スクールバスの運行を実施しています。小・中学校の統合による通学範囲の拡大により車両数が増加しており、これまで以上に適正な運行管理が必要になります。また、児童生徒数の推移に応じた車両配置と計画的な車両更新を行い、効率的にスクールバスを運行する必要があります。

○　市内 4 カ所の学校給食センターで給食を提供しています。学校給食業務の運営にあたっては、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、今後、効率的・効果的な業務体制を構築する必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策2-2 名称

安全で安心して学べる教育環境の整備・充実

●取り組み方針

○新しい時代の学びに対応し、安全で安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な管理を行います。

●現状と課題

○学校施設については、老朽化の進行に応じて、計画的な大規模改修や部分的な修繕を実施していますが、多様な教育内容・方法への対応も併せ、縮減する財源の中で、緊急度・重要度から優先順位を見極めながら適切な維持管理を行い、安全で安心な環境整備を持続していく必要があります。

○学校ＩＣＴは、ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒に１人１台端末と、これに伴う通信ネットワークが急速に整備されました。今後の教育ＤＸの推進に備え、既存のＩＣＴ機器の整備水準が低下しないよう維持・更新を行っていくとともに、必要なソフトウェアやデジタル教材等の導入、人材育成を進めていく必要があります。

○遠距離通学児童生徒の安全な通学手段の確保を図るために、スクールバスの運行を実施しています。児童生徒数の推移に応じた車両配置や運行管理と計画的な車両更新を行っていく必要があります。

○市内３カ所の学校給食センターでは調理及び配送業務を民間委託し、徹底した衛生管理のもと給食を提供しています。今後も安全で安心な給食を提供するため、老朽化が進む厨房機器・設備を計画的に更新していく必要があります。

※ＩＣＴ　：Information and Communication Technology　「情報通信技術」
※ＧＩＧＡ：Global and Innovation Gateway for All
「全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉」
※ＤＸ　　：Digital Transformation
「…データとデジタル技術を活用して、…業務そのもの、組織、プロセス、組織文化や風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

総合計画策定委員会検討結果

政策名	2	学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		
部会名	教育文化部会	施策名	2-3	元気なまちを築く生涯スポーツの促進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策2】
学びの充実とスポーツ･芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管:教育総務部･教育指導部･教育機関･まちづくり推進部

施策2－3　元気なまちを築く生涯スポーツの促進
所管:スポーツ振興課

1.目指す将来の姿

市民一人ひとりがスポーツを通して、心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。

2.取り組み方針

市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、関係団体と連携しながらスポーツ事業を展開し、将来を見据えて利用者のニーズに応じたスポーツ施設の改修や整備を推進します。

3.現状と課題

○　平成 25 年３月に「横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例」が制定され、翌月の４月には「スポーツ立市宣言」を行いました。これは、スポーツをキーワードに元気なまちづくりと地域の活性化などスポーツの振興を市民と一体になって推進することを宣言したものです。
　市内にあるスポーツ施設は、市町村合併前に整備されたものが多く、類似施設や老朽化施設等の統廃合を含めた整備が課題となっています。

○　余暇活動の多様化や健康志向の高まりにより、気軽に楽しむことのできるスポーツやレクリエーション活動へのニーズが高まっています。多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な施策を展開する仕組みづくりが求められています。

○　スポーツやレクリエーション活動が、健康づくりや生きがいづくりに留まらず、地域の活性化やまちづくりに繋がる取り組みが求められています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策2-3 名称

スポーツによるまちづくりの推進

●取り組み方針

　年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての市民が気軽、かつ安全にスポーツを楽しむことができる環境を整えるとともに、関係団体や市民の参画のもとでスポーツの魅力を発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を含めたスポーツによるまちづくりを推進します。

●現状と課題

○　スポーツや健康づくりについて、各種団体やスポーツ推進委員、スポーツ奨励員の活動等により、全体的にはコロナ禍以前の水準に回復しつつありますが、市民一人ひとりの活動量の差は大きくなっていると推察されます。気軽にできるスポーツやレクリエーション活動に加え、競技力の向上、観るスポーツの推進など、多様なスポーツの取り組み方・楽しみ方に対応したサポート体制の構築が課題となっています。

○　スポーツ施設については、これまで施設の廃止や統合を行いつつ、新横手体育館の建設、天下森スキー場の整備、主要野球場の改修、十文字陸上競技場の公認更新などを行ってきました。今後も、利用者のニーズに合ったサービスの提供を図るため、設備の改修や備品の更新等が課題となっています。

○　新横手体育館をはじめ、主要なスポーツ施設の整備・改修による機能向上に伴い、これまで以上に様々な大会やイベントの開催が期待されます。市の魅力である食文化や農業、観光資源などを最大限に生かした「交流人口の拡大」や「地域経済の活性化」に向けた取り組みが課題となります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	2	学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		
部会名	教育文化部会	施策名	2-4	心を豊かにする生涯学習の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策2】
学びの充実とスポーツ･芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部･教育指導部･教育機関･まちづくり推進部

施策2－4　心を豊かにする生涯学習の推進
所管：生涯学習課･図書館課･地域づくり支援課･文化振興課

1.目指す将来の姿

多様な生涯学習の機会が提供され、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができます。また、より良い読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し、人生を楽しんでいます。

2.取り組みの方針

市民が豊かな教養を身に付けるために、ライフステージに応じた学習機会の充実と支援を行います。また、優れた芸術にふれる機会や体験活動ができるよう将来を見据えた必要な施設の整備を推進します。

3.現状と課題

○　情報通信技術の発達等により、ライフスタイルが多様化し、市民の学習要求も幅広く高度になっています。講座や教室等において、より満足度の高い学習機会を提供するとともに、教養を高め知識を豊かにする読書活動を推進する必要があります。

○　市民協働によるまちづくり活動との連携をさらに進め、より時代に見合った形で地域コミュニティ活動を展開できるよう、公民館機能の見直しを進めていく必要があります。

○　社会教育施設等の運営効率化を図るため、類似施設や老朽化施設等の統廃合を含めた整備が課題となっており、市民にとって利便性が高く充実した施設の提供が求められています。

○　マンガ原画やアーカイブ資料等の魅力を生かし、「横手市増田まんが美術館」があるからこそできる「特別な学びの場」の浸透強化を図る必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策2-4 名称

心を豊かにする生涯学習の推進

●取り組み方針

市民が生涯にわたり学び続けられるようライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに学びを通じて人々の交流や賑わいの創出に取り組みます。
文化芸術においては、優れた文化芸術に触れる機会や体験する機会の提供に努め、気軽に楽しむ環境づくりを進めます。

●現状と課題

○　「学び」を通じて個人の要望と社会の要請に応えていくことが生涯学習・社会教育に求められています。個人の要望に対しては、学習ニーズを可能な限り把握し、より満足度の高い学習機会の提供と学びの環境づくりに努めていく必要があります。一方で、社会の要請である地域課題や現代的課題は、関係機関や団体との連携は不可欠であり、市民協働によるまちづくりを推進するためにも「学び」によるつながりを広めていくとともに相互の関係を深めていくことが大切です。

○　文化芸術の振興においては、活動者や支援者、継承者が減少していく中、とくに次世代の文化芸術を担う人材を育む土壌をつくることが求められます。さらに、拠点となる施設は、適正な維持管理に努めるほか、施設のあり方を検討する必要があります。

○　新横手市民会館は、文化芸術に関心を持つ層のすそ野を広げるため、これまで以上に様々な年代の市民が気軽に利用し活動できる場としての役割のほか、賑わいを創出するまちづくりの拠点としての役割も期待されています。

○　小・中学校と連携してマンガを活用した豊かな学びの提供に取り組んでいます。今後は、さらに幅広い世代がマンガ文化に触れ、楽しむことのできる環境を整える必要があります。

○　市立図書館は、ＩＣタグを活用した新しい図書館サービスを提供しています。様々な媒体を活用し、図書館の情報や魅力発信に努め、市民の読書活動を推進していく必要があります。

○　横手市生涯学習館Ao-naは、多様な生涯学習の機会を提供し市民の新たな学びの発見や交流の機会を創出するとともに、図書館の持つ専門的な情報の提供により学びの支援に努めています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	2	学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます		
部会名	教育文化部会	施策名	2-5	よこての伝統文化の継承と再発見

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策2】
学びの充実とスポーツ･芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます
所管：教育総務部･教育指導部･教育機関･まちづくり推進部

施策2－5　よこての伝統文化の継承と再発見
所管：文化財保護課･文化振興課

1.目指す将来の姿

市民が地域の歴史や文化を身近に感じ、横手に誇りを持って暮らしています。

2.取り組み方針

歴史的資源を生かした地域づくりを進めるため、その把握と周知、保存・活用を推進します。
地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育みます。

3.現状と課題

○　横手を全国に発信することのできる大規模な歴史的資源を再評価し、まちづくりへ活用するため、幅広い調査や価値づけと、その保存・活用を行うための方針策定が求められています。策定した方針を基にした保存・活用のほか、文化財の指定や登録の積極的な推進が望まれます。

○　まちづくりの核となる歴史的資源を集約した展示施設の設置が求められています。後三年合戦など地域史の全体像について、発掘調査によりその価値を再発見し、周知・活用するため、国指定史跡大鳥井山遺跡、金沢柵をはじめとする、後三年合戦関連遺跡を核としたガイダンス施設の設置が望まれます。

○　それぞれの地域の活性化の核となる歴史的資源を、より多くの人々にわかりやすく周知する必要があります。後三年合戦金沢資料館、雄物川郷土資料館のほか、数多くある市内資料館施設等の統廃合を含んだ充実した運営が望まれています。

○　地域の伝統的な行事や民俗芸能が失われつつあります。担い手育成が求められる一方で、横手市の次代を担う児童生徒には歴史と伝統、慣習などを身に付ける郷土学習を定着させることで、郷土を愛する心を育むことが求められます。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策2-5 名称

よこての風土に育まれた伝統文化の継承

●取り組み方針

市民が文化遺産に愛着を持ち、多様な形態において活用できるように、その把握と周知に努め、伝統文化を次世代に継承します。

●現状と課題

○　地域に存在する文化遺産については、市で把握しているものに分野的・地域的な偏りがみられます。また、価値を知られることのないまま失われてしまうものもみられることから、今後も調査による未知の文化遺産の掘り起こし及び価値評価を進めることが必要です。また、破損や劣化が進むものも多く、継続的な対策の実施が求められています。

○　伝統文化の価値や魅力が広く認識されるよう、市民が文化遺産に触れる機会の創出や情報発信力の強化が求められています。一方で、文化遺産の調査成果を整理・公開するアーカイブ化を進める必要があります。

○　まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、既存施設の有効活用とともに、将来的にはFM計画に基づいた統廃合が求められています。また、市内全域を回遊しながら伝統文化に触れるための仕組みづくりを進める必要があります。

○　文化遺産の保存活用の担い手、指導者及び団体が減少していく中、横手の魅力を市内外に発信したり次世代に伝えることができる市民や、多様な分野に精通した人材の育成が求められています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		
部会名	生活環境部会	施策名	3-1	安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策3】
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－1　安心して暮らすことのできるまちづくりの推進
所管：生活環境課・地域づくり支援課・建設課

1.目指す将来の姿

事故や犯罪、消費者が巻き込まれる悪質商法や特殊詐欺等の被害が減少し、市民がお互いに助け合いながら、安心して生活を送っています。
必要な時には専門的な相談が受けられ、問題の解決に結びつく方法を速やかに見出すことができます。

2.取り組み方針

交通安全や犯罪に関する意識を高める機会、消費者トラブルに関する知識を深める機会を増やすほか、各種相談窓口の周知を図ります。
空き家の総合的な対策を推進するため、空き家の状況を適宜、調査し、より効果的な制度を構築すべく、市民や関係団体との連携を深めます。

3.現状と課題

○　交通事故件数は減少傾向にあるものの、依然として高齢者の占める割合が高いものとなっています。高齢者が加害者にも、被害者にもならないよう、関係団体と連携を図りながら交通安全の取り組みをより一層、推進していく必要があります。

【横手市内の交通事故件数】　（単位：件）

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	184	194	188	154	144

○　市民が特殊詐欺に遭うケースが発生しています。被害に遭わないよう地域ぐるみ、家族ぐるみの防犯意識のさらなる向上が求められています。

○　少子高齢化や核家族化により、空き家が増加しています。特に老朽化した空き家は、防災、防犯、衛生上の面から地域の良好な生活環境を著しく脅かす原因となっており、倒壊等の事故を未然に防ぐためにも、空き家の所有者等に対応を促す必要があります。

○　悪質商法をはじめとした消費者トラブルや人権侵害等、市民が抱える問題について市民自らが解決策を見出し、また、未然に防ぐことができるよう、啓発や相談体制の充実が求められています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策3-1 名称

安全で暮らしやすいまちづくりの推進

●取り組み方針

交通事故や犯罪、消費者トラブルから身を守る正しい知識の普及啓発などにより、犯罪等を抑止するための効果的な取り組みを行うほか、各種相談窓口の周知を図ります。
空き家の所有者等への指導・助言を強化するとともに、空き家の総合的な対策を推進するため、市民・関係団体と連携し官民協働での対策を計画的に実施します。

●現状と課題

○　交通事故件数に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、加えて飲酒運転の根絶には至っていない状況です。引き続き警察や関係団体と協力して交通事故防止対策に取り組むとともに、交通安全意識の普及啓発、道路環境の整備、地域の実態に合わせた交通安全の取り組みを推進していく必要があります。

○　特殊詐欺など身近に不安を感じる多様化した犯罪が増加しています。地域や学校、関係機関と連携し、犯罪等の未然防止のため、防犯指導や防犯活動に取り組む必要があります。

○　人口減少や家族形態の変化により、空き家は増加し続けており、保安・衛生上の問題となっています。特に、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある空き家は、地域の生活環境に悪影響を及ぼす要因となっていることから、所有者等に対し適切な管理を促す必要があります。

○　社会のデジタル化が進み、消費生活が大きく変容する一方で、悪質商法をはじめとした消費者トラブルや特殊詐欺、人権侵害等、市民の抱える問題は複雑化しています。市民がトラブルに遭うことのないよう、さらなる啓発活動の展開、専門的な相談体制の充実が求められています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		
部会名	生活環境部会	施策名	3-2	美しい自然環境と快適な生活環境の保全

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策3】
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－2　美しい自然環境と快適な生活環境の保全
所管：生活環境課・農林整備課　ほか

1.目指す将来の姿

水と緑と人が共生し、多様な生態系が保全され希少な生物が生息しています。
まちの美観は損なわれることなく、豊かな自然環境が市民にやすらぎの場となるなど、快適な生活環境が実感できます。

2.取り組み方針

市民や事業所及び環境関係団体と連携し、不法投棄の監視やクリーンアップ等で地域の環境美化を推進します。各種公害を監視し、生活環境の保全に努めます。森林や農地を適正に管理し、環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図ります。
また、河川水の水質保護を図りながら、定期的に河川水の水質を検査し、汚染状況の把握に努めます。

3.現状と課題

○　本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息しています。緑の減少等による生物多様性の低下を防ぐため、自然環境と調和した農林業を推進し、森林、農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図る必要があります。

○　日本有数の河川である雄物川、それに繋がる支流、小川や水路、池沼、遊水池、水田等、本市の多様な水辺環境は市民の生活にとって欠くことのできない自然環境であり、これを保全する必要があります。

○　豊かな自然環境を守り次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、さらに自然環境保全地域等における貴重な水生生物の現状把握に努め、固有種を保存する必要があります。

○　快適な生活環境のなかで、市民が安全で健康的な暮らしをおくるためには、美しい景観を保全し、産業型公害、都市・生活型公害などによる汚染から郷土を守る必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策3-2 名称

豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の形成

●取り組み方針

環境保全は私たち全員の責任であり、小さな取り組みから大きな変化を生み出すことができます。地球環境を守り、持続可能な未来をつくるため生活環境の保全に務めます。
具体的な活動として、地球環境への悪影響を減らすための対策や公害の防止、天然資源の使用削減などを推進します。
また、森林病害虫防除や、森林環境及び公益性を意識した森づくりに取り組むとともに、鳥獣被害対策実施隊員の確保を進め、人身被害や農林被害の発生防止に努めます。

●現状と課題

○　本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息しています。緑の減少や農地の荒廃等による生物多様性の低下を防ぐため、環境学習会等を充実させ市民意識の向上を図り、森林や農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持・向上を図っていく必要があります。

○　小川や水路、池沼、遊水地、水田等、多様な水辺環境は市民生活にとって欠かすことのできない自然環境であり、これを保全していく必要があります。

○　豊かな自然環境を次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、環境整備を図るための調査や対策に取り組んでいく必要があります。

○快適で安全な生活環境を守るために、増加が危惧されている森林病害虫や野生鳥獣による被害防止対策の取り組みを強化していく必要があります。

○　市民の環境問題に対する知識や関心は高まっているものの、その一方では市街地等における人的環境汚染問題や鳥獣による環境被害問題などが多く発生しています。関係機関や団体、有識者等と連携しその対策に取り組んでいく必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		
部会名	生活環境部会	施策名	3-3	災害に強いまちづくりの推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策3】
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－3　災害に強いまちづくりの推進
所管：消防本部・危機管理課・建設課

1.目指す将来の姿

消防や救急体制がより充実し、防災等に関する地域の取り組みが活発に行われ、安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

2.取り組み方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

なお、災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切なことから市民への啓蒙に努めながら、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」の総合力で対応していきます。

3.現状と課題

○　本市では豪雪をはじめ地震、集中豪雨、台風による自然災害が散発的に発生し、市民の生活を脅かしています。特に東日本大震災以降、災害等の危機発生時における消防や救急体制の充実に対する市民の期待は高まっており、市民の生命や財産を保護するためにも、総合的な危機管理体制の強化を図る必要があります。

また、豪雪に伴う課題として、積雪寒冷期の地震災害についての対応が必要と考えられます。

○　火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援体制が大きな役割を担います。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから地域の防災力向上に努めるとともに、消防団活動の推進が必要です。

○　さまざまな災害の未然防止を図り被害を最小限に食い止めるためには、横手市地域防災計画や災害マップ等を更新し、行政と市民が共に防災情報の共有を図るなど、平時から迅速で的確な対応がとれる体制づくりに取り組む必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策3-3 名称

災害に強いまちづくりの推進

●取り組み方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

なお、災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切なことから、市民の防災意識の啓発・消防団への加入促進・自主防災リーダーの育成を推進し、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」を加えた地域の総合力で対応していきます。

また、災害や救急救助要請に迅速に対応するため、消防車両や資機材の計画的な整備・更新を進めます。

●現状と課題

○　近年全国的に大雨や巨大地震により大きな被害が発生しており、本市においても大雨や台風、地震などによる自然災害が散発的に発生し市民の生活を脅かしています。また、雪国特有の豪雪災害、甚大な被害が想定される積雪寒冷期の地震による複合災害についての対応も求められ、市民の生命や財産を守るためにも、総合的な危機管理体制の強化を図る必要があります。

○　火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、消防体制の整備や消防団活動に加え、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援が必要となります。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては、公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから、地域防災力の強化が必要です。

○　消防団員数は、過疎化や高齢化、団員のサラリーマン化などを理由に減少が続いています。災害の規模が大きくるなるほど、多数の住民の避難や救助が必要となり、消防団の動員力と機動力が求められることから、地域防災の中核を担う消防団組織を維持すると共に、社会環境の変化に合わせた活動を推進していく必要があります。

○　さまざまな災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災講話やハザードマップなどにより、市民に対し最新の防災情報を発信し、それを受け取り行動に繋げていくことが大切です。また、防災訓練の実施により迅速で的確な対応がとれる体制づくりに継続して取り組む必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		
部会名	生活環境部会	施策名	3-4	循環型社会の一層の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策3】
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－4　循環型社会の一層の推進
所管：生活環境課・農業振興課

1.目指す将来の姿

市民一人ひとりが「もったいない」を心がけたライフスタイルを取り入れ、豊かな自然と快適な地域社会の共存が実現しています。

2.取り組み方針

統一分別ルールの周知浸透を図り、環境負荷の低い地域社会の実現を目指します。
生ごみのたい肥化や資源集団回収活動を推奨し、循環型社会の確立を目指します。

3.現状と課題

○　本市のごみの排出量及び市民一人１日当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、引き続きごみの減量化に向けた取り組みが必要です。
　平成 28 年に「クリーンプラザよこて」が稼働し、全市統一のごみ分別ルールを開始しました。新しい分別ルールが定着してきたことにより、資源化率が向上しています。今後も継続した取り組みに加え、事業所から排出されるごみの分別徹底を事業者に促すとともに、産業廃棄物の混載を防止することで適正分別の確保を図りながら循環型社会の形成を目指した取り組みが必要です。

【ごみ排出量の推移】

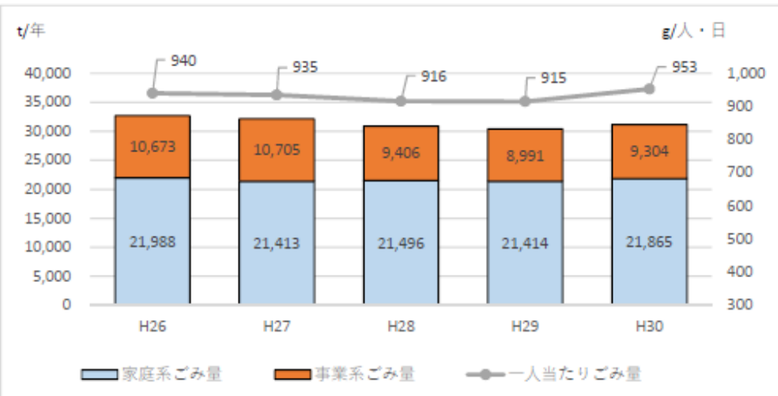

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策3-4 名称

ごみの適正処理と生活環境の保全

●取り組み方針

「新ペットボトル等処理施設」の建設に合わせ、分別ルールに製品プラスチックを新たに加え、周知浸透を図り資源循環の意識の醸成を図ります。
　精度の高い３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、環境への負荷低減と資源の有効活用を図り、循環型社会の確立を目指します。

●現状と課題

○　本市のごみの排出量及び市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、今後、空家等の片付けごみの排出量が多くなると予測されることから、引き続きごみ減量化に向けた取り組みが必要です。

○　ごみの資源化率は平成２９年度をピークに減少傾向にあり、再資源化を推進するため、市民や事業者により一層の分別の徹底を促す取り組みが必要です。

○　本市では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（廃プラ新法）」の成立に伴い、「新ペットボトル等処理施設」を令和９年度より稼働させ、これまで燃やすごみとして排出されていた「製品プラスチック（硬質プラスチック）」の回収をスタートさせます。新しい分別ルールのもと市民への周知を徹底し、循環型社会の形成を目指した、これまで以上の取り組みが必要となります。

○　今後、集積庫へごみを排出できない高齢者世帯が増えてくることが予測されます。一方、集合住宅地等の新規造成、住宅の建築により集積庫が増え続けている状況があります。新たな収集体制や制度について、関係機関や団体等と協議し取り組んでいく必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます		
部会名	生活環境部会	施策名	3-5	地球温暖化対策の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策3】
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－5　地球温暖化対策の推進
所管：生活環境課・農林整備課

1.目指す将来の姿

地域にある再生可能エネルギーが公共施設、個人住宅、事業所等において有効活用されています。

2.取り組み方針

公共施設での省エネルギー活動の推進と施設への再生可能エネルギー利用を継続します。「クリーンプラザよこて」等で発電したグリーン電力を公共施設に導入することにより、エネルギーの地産地消を率先して温室効果ガスの排出削減に努めます。また、市民や事業所に対しては、地球温暖化対策の推進を促す啓発を行います。

3.現状と課題

○　地球温暖化対策や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギー源から再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要です。

○　地域にある資源からエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環する電力の地産地消に取り組む必要があります。

○公共施設への再生可能エネルギー導入施設数　（単位：施設）

年度	H28	H29	H30	R1	R2（見込み）
施設数	21	22	22	22	24

R2（見込み）内訳：太陽光発電17施設、雪氷熱4施設、地中熱利用3施設

○横手市の二酸化炭素排出量推移　（単位：ｔ CO2）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
CO2 排出量	879,000	809,000	800,000	847,000	827,000

環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別 CO2 排出量の現況推計」より

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策3-5 名称

地球温暖化対策の推進

●取り組み方針

公共施設から排出される温室効果ガスの削減目標・結果を活用しながら、市民や法人等に向けた地球温暖化対策の推進を促す啓発を行います。
市民や事業者の適応に関する取組を促進するため、国や国立環境研究所等から気候変動影響についての情報を積極的に収集し、その情報を速やかに発信していきます。
将来にわたって横手の豊かな森林を守り、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の吸収機能を維持し、広く周知するとともに貢献していきます。

●現状と課題

○近年、本市においても気温の上昇や、大雨等による災害の激甚化や頻発化により、農作物の品質低下や、熱中症のリスク増加など、地球温暖化による影響が現れています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

○地球温暖化対策や災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要となっていますが、本市の自然環境は大きな再生可能エネルギーを作り出せる現状にはありません。地域にある小さな資源からエネルギーを生み出し蓄積させる等、市民一人一人が再生可能エネルギーについての理解を深め、その対策に取り組んでいく必要があります。

○本市では横手市森林組合との共同プロジェクトにおいて、森林が持つ二酸化炭素吸収能力のうち、国の機関によって認証された信頼性の高い「横手J-クレジット」を販売する取り組みを行っています。取引による収益は「横手の森林を守る活動」に還元され、森林環境の保全と地球温暖化対策に貢献することから、今後も周知を図り販売を進めていく必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		
部会名	産業振興部会	施策名	4-1	魅力ある農林業の振興

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策4】
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部　ほか

施策4－1　魅力ある農林業の振興
所管：農業振興課・農林整備課・食農推進課・実験農場　ほか

1 目指す将来の姿

農業の担い手が育ち、地域内で農業を経営する仕組みができつつあります。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用により、多様性のある複合産地化が進み、生産性の向上と品質確保が図られ、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加しています。

2.取り組み方針

将来の横手市農業を支える担い手の確保・育成や生産基盤の整備を進め、農業経営の基盤強化を図り、地域の特性を生かした収益性の高い作物の生産や付加価値の高い加工品の創出に努めることで、地域農業の活性化を図り全国に誇れる複合産地を目指します。また、農業・農村の維持に向けて、農地や森林の地域資源を最大限に活用しながら保全・管理に努めます。

3.現状と課題

○　農村地域は、地域内農業人口の減少や高齢化の進行などにより担い手が不足している状況であり、経営能力に優れた多様な経営体の育成が求められています。また、条件が不利な中山間地域においては、耕作放棄地の拡大が懸念され、クマなどの野生動物による被害も増加しています。

○　稲作については、生産コストの低減に努め、需要に応じた安全で安心な「美味しい」米づくりが求められています。そのためには、生産性向上に不可欠な生産基盤の整備や農地の集積化を進める必要があります。

○　市内で生産される主要な野菜、果樹は県内トップの生産量と販売額ですが、農業者の減少や担い手の高齢化により、栽培面積が減少傾向にあります。消費者ニーズも多様化している中、農業者が意欲的に取り組めるよう重点振興作物等への作付け誘導を進め、生産性の向上や品質確保を図るとともに、市場との信頼関係の強化、スマート農業への取り組みなども支援することで魅力ある農業を推進する必要があります。

○　豊富な森林資源の保全と活用を促進するため、間伐等による計画的な森林整備や、その基盤となる路網整備を推進する必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策4-1 名称

農林業の持続的発展

●取り組み方針

本市農業の持続的発展を目指し、担い手の確保・育成、農地集積・集約化による生産基盤強化、および気候変動に強い農業の推進に取り組みます。さらに、農業の複合化と６次産業化による収益性の向上、スマート農業技術等の活用による省力化を進めます。また、林業においても木材利用の推進や林業人材の育成に取り組み、森林環境譲与税を活用した適正な森林整備を推進します。横手市の魅力ある農林業を持続的に成長させるため、地域を支える多様な人材の確保・育成と地域資源を有効に活用し、オール横手で農林業の振興に取り組みます。

●現状と課題

○本市は稲作を中心に野菜、果樹及び畜産などの複合産地化が進んおり、また特別栽培米やｅｃｏ(エコ)らいすの推進や果樹の統一ブランド販売など、付加価値の高い農産物の販売が促進されています。しかし今後も産地を維持していくためには、更なる農業所得向上に向けた取り組みが求められています。併せて、もみ殻や廃菌床などの農業副産物の処理にも課題があり、有効的な活用法を見出す必要があります。

○高齢化や後継者不足により、離農や耕作放棄地、果樹園の廃園や放任園も増加傾向にあり、農地の効率的な利用のための集約化や担い手の確保・育成、労働力の確保が急務となっています。また、燃料や資機材の高騰により生産コストが上昇し農業経営に深刻な影響を与えています。

○耕作条件が不利な中山間地域では、特に担い手の確保が難しく、耕作放棄地やクマなどの野生動物による農業被害も増加しています。また、少子高齢化と人口減少により地域活力の低下も進んでおり、地域の特性や資源をいかした農業・農村の活性化が求められています。

○温暖化や気候変動により農産物の生産に影響がでてきています。また、それに伴いこれまでにこの地域ではなかった家畜伝染病の発生リスクが高まっており、その対策を進めていく必要があります。

○森林への関心が薄れていることや、木材価格の低迷と木材需要が縮小傾向にあることに加え、所有者不明の山林や林業経営の後継者不足により森林整備に支障をきたしています。適正な森林管理を実施するため「伐って・使って・植えて・育てる」といった森林資源の循環利用の推進が求められています。

○農林業の有する多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）を維持するための取り組みが求められています。また横手市はＪＡ、森林組合等の団体と自治体の連携が密接な地域ですが、今後より一層力を合わせた農山村環境を維持する取組みが必要となっています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		
部会名	産業振興部会	施策名	4-2	活気ある商業の振興

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策4】
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部　ほか

施策4－2　活気ある商業の振興
所管：商工労働課

1.目指す将来の姿

地域に根ざした事業者と新規の起業・創業者がともに発展しながら、市内商業が賑わっています。

2.取り組み方針

中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営強化や商店街等の魅力向上をめざす活動を支援します。また、空き店舗の利活用を促進し、市街地の活性化と地域に根ざした商業の振興に努めます。

さらに、横手市創業支援事業計画に基づき、市内商工団体等と連携し地域における創業者を支援することで、開業率の向上を目指し、雇用の確保・地域の活性化を目指します。

3.現状と課題

○　地域商業においては、事業主の高齢化や後継者不足などにより市街地の空洞化が進んでいます。また、多様な消費者ニーズや購買経路の変化などにより、車でのアクセスを重視した郊外に大型店が集中的に出店し、消費活動は市外への流出も多くなっており、地域商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、商店街をはじめとした地域に根ざした商業を振興していくための支援が必要とされています。また、後継者不足問題への対策として、市内商工団体や秋田県事業引き継ぎ支援センターとの連携も必要です。

さらに、新型の感染症拡大の経験を踏まえ、社会の変化に対応した新たな事業形態を模索していく必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策4-2 名称

活気ある商業の振興

●取り組み方針

個々の事業者の経営強化を支援するとともに、空き店舗対策や、商店街、商工団体などが行う地域商業を活性化させるための取り組みを支援することにより、まちに人が集まり、楽しめる賑わいの創出を図ります。合わせて事業承継のマッチングを進めるため、秋田県事業引き継ぎ支援センターと連携し、適切な支援を実施します。また、Ｂｉｚサポートよこてを活用した起業者への支援や相談体制を充実させ、経営者としての成長、事業の発展、活動を後押しするための育成支援を行います。

●現状と課題

○　市内の卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業は小規模事業者が大半を占め、事業所数、従業員数は減少傾向にあります。市内総生産額を見ると新型コロナの影響により大きく減少した状態を回復しきれていません。今後も、後継者不足等による空き店舗の増加が見込まれるため、その活用を図るための対策が急務となります。

さらに、地域商業を活性化させるため、中心市街地や商店街などの賑わい創出と魅力向上、労働生産性の向上、販路拡大を図る必要があります。

○　市の人口の社会増減を見ると、２０代半ば～後半で転入超過が見られるものの、１０代後半～２０代前半の転出超過と比べて少なく、全体として転出超過となっています。進学・就職等で市外へ流出した若年者を地元に呼びもどすため、若年者の雇用の受け皿となる多様な職種を確保し、新たなビジネスを生み出す可能性のある起業・創業を支援する必要があります。

○　本市の事業所が減少している要因の一つとして、経営者の高齢化と後継者不足があります。市内の事業所の多くは、経営者の高齢化に伴い世代交代の時期を迎えており、その事業承継が課題となっています。事業所が有する技術、ノウハウ等の貴重な経営資源や雇用の確保のためにも、円滑な事業承継への取り組みを強化していく必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		
部会名	産業振興部会	施策名	4-3	活力ある工業の振興

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策4】
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部　ほか

施策4－3　活力ある工業の振興
所管：商工労働課

1.目指す将来の姿

起業者から学べる場を提供するなどの施策により、起業・創業が活発化され、地域経済が活性化しています。市内企業の技術力・開発意欲が向上し、産業の発展とともに安心して働ける就業環境が整っています。

2.取り組み方針

産学官金連携により、専門的な立場からサポートを行い、魅力と活力ある企業集積地の構築と、起業・創業支援に取り組み、持続的な産業振興を図ります。

競争力の高い企業育成のため、企業の生産性の向上と高付加価値化を推進し、新製品、新技術の開発を支援することにより、地域産業の活性化と雇用創出に取り組みます。

3.現状と課題

○　国内では新型の感染症拡大の影響により、企業の国内回帰や災害リスク回避に向けた工場等の分散などの動きが、さらに加速される見込みです。横手市が工場等の立地に選ばれる地域の要件に、近隣にその企業ニーズを満たす取引先の有無があげられますが、現状では多様なニーズに応える企業等が近隣に少なく、県外に発注せざるを得ないケースもあるため、輸送費等のコストが掛かり増ししているなどの声も聞きます。

○　魅力と活力ある多様な企業集積地を構築し、持続的な産業振興を図るためには、企業誘致のみならず、市民による起業・創業にも注力し、取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

○　事業者等が将来に渡り持続可能な経営基盤を確立するためには、社会とニーズの変化に対応した新たな産業創出への取り組みが欠かせません。その為には、産学官金等の多様な団体が、それぞれの専門的な立場から強力に連携していく必要があります。

○　中小企業が景気の変動に左右されないよう自社の競争力を高めるために、付加価値の高い製品の開発を目指して、意欲ある企業への支援による産業振興が望まれています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策4-3 名称

活力ある工業の振興

●取り組み方針

本市経済の牽引産業である輸送機関連産業を更に成長させるため、企業間のマッチングや設備投資を支援し産業としての厚みを図ります。また、労働生産性の向上のため効率的な生産体制の構築や付加価値が高い産業へ支援することで、企業競争力を高めながら活力ある地域産業および雇用創出に取組みます。

●現状と課題

○本市の製造品出荷額(※1）は、輸送機関連産業の割合が最も高く約３０％となっており、金額としては、秋田県全体の輸送機関連産業出荷額で約７０％を占めるまでになっています。本市経済の更なる成長に繋げるためにも、すそ野が広い産業である輸送機関連産業の集積を促進することが必要です。
（ ※1　工場で作った製品を市場に出荷した時の金額）

○東北地方にある自動車完成車メーカーは、従前より現地調達率(※2）を上げたい意向を示しているため、関連する企業間連携が求められています。
（※2　現地すなわち地域から使用する原材料や部品などを調達する比率のこと）

○近年、災害や非常事態が発生した際に、業務継続ができないことによる経済的損失やイメージダウンの抑止、従業員の安全性確保の観点からBCP対策(※3）が求められています。
（※3　企業が損害を最小限抑え、事業の継続や復旧を図るための計画を作ること）

○本市では、人口減少に歯止めかけるため、地域における雇用を確保すべく、製造業等の産業立地、観光や農林業の成長産業化等、地域の特性に応じた産業振興に取り組んでいます。
しかしながら、当市における生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、慢性的な人手不足が続いていることから、労働力不足を補う対策が急務となっています。

○本市の事業所数は、食料品製造業・繊維工業・プラスチック製品製造業の割合が高く、従業員数もこの３業種で多くを占めていますが、その多くが中小零細企業となっています。今後はそれぞれの競争力を高め、経営の安定化を図る必要があることから、付加価値の高い製品開発に取組む企業への支援が望まれています。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		
部会名	産業振興部会	施策名	4-4	観光・物産資源の発掘と発信

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策4】
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部　ほか

施策4－4　観光・物産資源の発掘と発信
所管：観光おもてなし課・横手の魅力営業課

1.目指す将来の姿

国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信が行われ、おもてなしの心が市民一人ひとりに根差しています。観光・物産施策による経済効果で雇用が生まれ、所得も上がり市民生活が潤っています。

2.取り組み方針

魅力ある地域資源の発掘とそれらを生かした国内外への戦略的な観光・物産ＰＲと情報発信や誘客を推進します。

3.現状と課題

○　本市は美しい景観や名所、温泉、特産品など地域資源は豊富ですが、各地域の特徴を生かした観光誘客に必ずしも結び付いているといえない現状にあります。観光物産振興に対する地元意識高揚に結び付けるため、「観光による経済効果を市民が実感する」ことが重要です。このため、誘客に向けてのＰＲを充実させることはもちろん、地域全体が一丸となって新たな横手の魅力（観光資源）発掘と創意工夫をしながら国内外からの誘客を進めていく必要があります。

○　横手を訪れる観光客は、横手というエリアだけに訪れるのではなく、隣接した市町村若しくは県など、市域を意識せず訪れています。現状では、各自治体という単位が主導であり、隣接したエリアとの連携が不足しています。民間主導での協議会作りなど、広域連携による新しいツーリズムを生み出す工夫が必要です。また、観光客の入込み数にとらわれず、観光施策による経済効果をどうあげていくかが重要です。

○　スマートフォンやタブレット端末などの普及により、個人で情報がいつでもどこでも入手できる時代となっています。情報の質やターゲット、媒体特性による情報発信の差別化と求められている情報を、求めている人にお届けするシステムの構築と環境の整備が必要です。

○　本市の観光入込客数は新型の感染症拡大の影響により大幅に減少しており、今後の観光需要の行方が見通せない状況です。まずは国内観光客の回復に努め、続いて外国人観光客の取り込み強化を図る必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策4-4 名称

地域資源を活かした観光・物産振興

●取り組み方針

本市が有する地域資源を守り、磨き上げを行うことで、その魅力を最大限に引き出し、観光客のニーズに対応した「観光まちづくり」を推進します。
その上で、戦略的な観光誘客と物産振興、情報発信や消費の誘導により、市内事業者の連動性と生産性を高め、「稼げる観光」の実現に向けた取り組み・支援を推進していきます。

●現状と課題

○本市の観光入れ込み客数は、R5年度で年間延べ約２７０万人、宿泊者数は延べ２２万８千人で、コロナ禍前の９割程度にとどまっています。特に繁忙期と閑散期の宿泊者数は大きな差があり、冬場を始めとする閑散期の宿泊につながる誘客が課題となっています。このため、本市が有する観光物産資源を今一度検証し、そのポテンシャルを十分に引き出して経済効果が実感できる取り組みを進めていく必要があります。

○まつりやイベント、食を含む地域の伝統文化を支えてきた人々の高齢化、担い手不足が顕著になってきており、開催規模の縮小や継続・継承が困難な事例が出てきています。文化や技を継承し故郷を心に刻むためにも、若者とりわけ子どもたちが参画する機会の創出や、外部人材の受け入れによる継続策の展開など、他分野と連携した対策が急務となっています。

○訪日観光客は増加傾向にあるものの、本市への波及は少ない状況であり、国内の人口減少が進む中では将来に向けても重要なターゲットともなるため、外国人観光客が訪れたくなる、求めたくなるような観光資源の磨き上げや体験コンテンツの開発が急務となっています。また、地理的ハンデの克服、宿泊施設や観光施設などのハード・ソフト両面の受け入れ体制の整備も必要になっています。

○人口減少により国内市場が縮小する中、観光物産施策においても新たなターゲット層の発掘が必要です。本市では、出身者を中心とした横手ファンを「応援人口」と位置づけ、その数は１万人を超えています。これまで、様々な場面で応援をいただきながら、物産振興施策などにおいて大きな成果を上げてきました。今後は更なる応援人口の獲得に勤めながら、観光を始めとする他分野への波及なども意識した事業展開を図る必要があります。

○計画期間内に控える大型公共施設の完成により、スポーツや芸術文化、各種コンベンション等、全国から多くのお客様を迎える機会が大幅に拡大します。市内の宿泊施設が限られていることから、周辺市町村の施設との連携体制を構築することなど、その経済効果を最大限に引き出すため、観光物産施策も含め、自治体や産業分野を横断した戦略的な施策展開が必要となります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります		
部会名	産業振興部会	施策名	4-5	企業誘致の推進、企業留置と雇用対策

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策4】
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部　ほか

施策4－5　企業誘致の推進、企業留置と雇用対策
所管：商工労働課・企業誘致課

1.目指す将来の姿

企業立地の進展による産業集積により、多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の確保によって、多くの人が地元で活躍しています。

2.取り組み方針

横手市内に雇用の場を創出するため、秋田県や地元企業等と連携しながら新規企業を誘致するとともに、既存立地企業の事業拡大を目指します。特に若者の地元定着のため、多様な職場の確保と働き方改革の推進に取り組みます。

3.現状と課題

○　人口減少に歯止めをかけるためには雇用の場を確保することが重要であり、特に若年層の就業先として多様な産業の企業立地が必要とされています。近年は輸送機産業やＩＴ・ソフトウエア産業の新規立地が見られますが、これらに加えて成長、発展が見込まれる分野の企業や、大学卒業者が就職希望するような研究機関の立地をさらに目指す必要があります。

○　横手市の地理的優位性や優遇制度を活用しながら、関係機関と連携し継続的に企業誘致を進める必要があります。また、既存立地企業へのフォローアップと事業拡大への支援も重要です。

○　横手管内の有効求人倍率は平成 31 年２月には 1.68 倍まで回復しましたが、新型の感染症拡大の影響等により、現在は 1.0 倍付近を推移しています。少子高齢化や若者の県外流出などによる人口減少に歯止めがかからず、職種によっては人手不足や後継者不足が深刻な問題になっています。雇用のミスマッチの解消と、若者の地元定着は大きな課題であり、若年者の就業促進と雇用環境の整備に向けた取り組みを一層強化する必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策4-5 名称

企業誘致の推進と雇用機会の拡大

●取り組み方針

若者の地元企業への定着のため、秋田県や関係機関と連携しながら産業用地の確保に努め、多種多様な企業の誘致を推進します。また、既存の市内事業所の魅力を効果的に発信し、進学等で地元を離れた若者に地元回帰を促す取り組みを推進します。あわせて、魅力ある職場づくりによる人材確保に取り組んでいる事業所を支援し、働き方改革の推進にも取り組みます。

●現状と課題

○　市外へ進学した若者が地元回帰するための選択肢となる多種多様な就業先の企業立地が必要です。その為、若者の就業先として人気の高いソフトウェア・情報処理・ネット関連及び研究開発型の企業誘致を進める必要があります。加えて輸送機関連産業をはじめとする製造業の新規立地が進んでおり、引き続き産業用地の確保が必要です。

○　横手管内の有効求人倍率は０．９４倍（令和６年４月末現在）となっていますが、少子高齢化の進行によりや生産年齢人口の減少が一層進んでいることから、人手不足が特に顕著となっています。その為、若年者の地元定着策や、女性、高齢者の活躍を推進する対策が求められています。また、そのためにも休暇がとりやすいことや健康管理に取り組むなど、職場環境の改善構築に向けた取り組みを市内事業所と一体となって推進する必要があります。

○　本市では、女性や65歳以上の男性の労働参加率が高く、就労意欲も高い傾向にあります。この強みを活かし、労働意欲を持つ誰もが、その能力を発揮し、いきいきと働くことのできる雇用環境の整備を支援する必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-1	雪国の快適な暮らしの実現

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－1　雪国の快適な暮らしの実現
所管：建設課・建築住宅課

1.目指す将来の姿

道路等のインフラ施設においては、冬期間の歩行者や車の安全な通行が確保され、市民生活においても、市民と行政、事業所の協働により安全で快適な生活環境が実現されています。

2.取り組み方針

雪対策については限られた財源の中で効率を重視するとともに、総合雪対策基本計画に基づき市民の安全で快適な冬期間のくらしを実現するための各種施策を展開します。
また、市民との協働の視点に留意し、行政のみでは解決できない課題の解決に取り組みます。

3.現状と課題

○　雪害対策の実施や道路交通網の整備などにより、雪国における生活の質は、以前に比べ向上してきています。しかし、高齢化を背景とした除排雪作業の担い手不足は著しく、地域の除雪力は低下し、屋根の雪下ろしや住宅周りの除雪作業、道路除雪後の排雪作業など、その負担はむしろ大きくなっています。

○　雪国である横手市において、豪雪は大きな脅威となります。ひとたび豪雪となると除雪作業に伴う労力の負担は格段に増え、雪下ろしをはじめとした除排雪作業中の事故が多く発生するなど、市民生活に深刻な打撃を与えるとともに、安全な交通確保のための道路除排雪に関しては莫大な経費を要しています。

○　冬期間の市民の安全を確保するための道路環境の整備や、雪処理にかかる負担の少ない克雪住宅の普及などを計画的に実施することにより、冬期間、豪雪時にも安心して快適に暮らすことのできる環境整備や体制の構築が求められています。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-1 名称

雪国の安全・安心な暮らしの実現

●取り組み方針

雪処理について行政だけで対応していくには限界がある状況となっています。市民の安全で快適な冬期間の暮らしを実現するため、更なる効率化と市民との協働の視点に留意し、総合雪対策基本計画に基づき各種施策を展開します。

●現状と課題

○　雪国における生活の質は、雪対策の実施や道路交通網の整備により以前に比べ向上しております。しかし、少子高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、雪下ろしや住宅周りの除排雪作業に対する負担感が増しています。
また、高齢化による除雪作業員の担い手不足により、安定的・持続的な除雪体制づくりが喫緊の課題となっています。

○　横手において雪は、水道水源や農産物を育む豊かな水資源であるほか、商業面や観光面などに多くの恩恵をもたらします。一方で豪雪の際には、道路除排雪作業の労力負担が格段に増え、安全な交通を確保するためには莫大な経費を要します。また、雪下ろしや除排雪作業による事故が多く発生するなど、市民生活の大きな脅威となります。

○　今後さらに増加する高齢者世帯にかかる雪処理の負担軽減のためには、将来を見据えた克雪住宅の普及が求められます。また、日常生活を安心安全に送れる道路環境の整備は短期間では難しく、冬期間の高齢者の日常生活を意識した、計画的な実施が求められます。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-2	快適な移動空間の実現

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－2　快適な移動空間の実現
主管課：建設課・都市計画課

1.目指す将来の姿

誰もが安全に通行できる道路環境が整備され、また、広域交通網とのアクセス環境が向上して市内全域が高速交通体系の利益を享受できています。

2.取り組み方針

道路・橋梁などのインフラ資産については、安全な交通を確保するためにも定期点検を実施し施設の状況把握を行いながら適正な維持修繕や施設の更新を計画的に実施します。

今後到来する厳しい財政状況においても維持修繕に重点を置きながらも必要な道路整備やスマートインターチェンジなどの交通体系整備を計画的に実施します。

3.現状と課題

○　円滑で安全な道路交通の確保と利便性向上のため、道路の新設・改良・維持修繕等の整備を実施しています。しかし、高度経済成長期に整備された道路や橋梁などの道路施設が更新時期を迎え、定期点検による適正な維持管理や安全確保が急務となっており、交通の安全を確保するためにも適正な施設の点検や管理に基づく長寿命化が求められています。

○　厳しい財政事情のなかでも、路側帯等の白線塗装やガードレールなど、生活に密着した道路施設の日常的な維持管理や施設更新を計画的に実施し、市民の安全を確保することが求められています。

○　市勢発展には、幹線道路の整備による交通ネットワークの強化が重要であり、幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進を要望する活動が引き続き必要です。また、県内外からの観光客の利便性を図ることによる広域的な観光振興及び地域経済の活性化を目指し、市東部地域にスマートインターチェンジの設置が必要です。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-2 名称

道路環境の充実と道路ネットワークの強化

●取り組み方針

道路・橋梁などのインフラ資産については、定期的な点検やパトロールを実施し、適正な維持管理、更新を行います。また、それぞれの長寿命化計画に基づき、重大な損傷や致命的な損傷となる前の予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、修繕コストの縮減を目指します。

予防的修繕に重点を置きながら必要な道路整備を行うとともに、国道、県道、秋田自動車道の整備やスマートインターチェンジの設置などの早期実現による道路ネットワークの強化に向けて取り組みます。

●現状と課題

○　道路や橋梁等の道路施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年に伴う劣化や損傷が進んでおり、更新や大規模な補修の時期が集中するものと考えられるため、効率的かつ計画的なメンテナンスの実現を加速させることが必要です。これまでの新設により利便性を高めることを重視することから、それらをいかに長期的かつ安全に使用し続けるかが、社会的な課題となっています。

○　安全安心で快適な市民生活の確保と産業活動の推進のため、日常的な維持管理や施設更新を計画的に実施することが求められています。また、市民との協働による維持管理への取り組みが必要です。

○　近年、自然災害が頻繁に発生し、且つ激甚化していることをふまえ、災害に強い道路ネットワークの強化が必要です。幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進や秋田自動車道の全線４車線化の早期実現を要望する活動が引き続き重要です。また、県内外からの観光客の利便性を図ることによる広域的な観光振興及び地域経済の活性化を目指し、市東部地域へのスマートインターチェンジの設置が必要です。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-3	市民が利用しやすい公共交通の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－3　市民が利用しやすい公共交通の充実
所管：経営企画課

1.目指す将来の姿

市民が日常生活を営む上で支障なく移動手段が確保されています。

2.取り組み方針

地域住民や行政、交通事業者などの多様な関係者が協働・連携しながら、地域の足である公共交通の確保・維持を図るとともに、ＡＩ、ＩｏＴなどを活用した先端的な取り組みにも目を向け、人口減少社会においても持続可能な公共交通システムの構築を目指します。

3.現状と課題

○　自家用車の普及などの要因により、公共交通の利用者の減少傾向が続いています。不採算バス路線の減便などもあり、交通に不便な地域が依然として存在しています。

○　公共交通利用者減少の一方で、少子高齢社会を背景として高齢者を中心に、通院や買い物などのための公共交通手段の確保が求められています。

○　地域の方々にご利用いただくことでバス路線の維持を図るとともに、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー(デマンド交通)、自家用有償旅客運送の取り組みなど、地域の実情にあった公共交通の確保に努める必要があります。

○　国土の均衡ある発展、東日本大震災を教訓とした東北エリアの交通網の多重化を図る観点から、必要不可欠な社会基盤として、奥羽新幹線及び羽越新幹線の整備促進に向け、関係団体と連携しながら運動を展開していく必要があります。

公共交通等の利用者数

	H30	R1
横手駅平均乗車人員	1,247 人/日	1,194 人/日
路線バス利用者数	553,076 人	492,418 人
代替交通利用者数	9,257 人	9,036 人
コミュニティバス利用者数	4,620 人	4,027 人

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-3 名称

公共交通の充実と利用の促進

●取り組み方針

鉄道や路線バス、横手デマンド交通などのあらゆる交通モードにおいて、利用者の動向やまちづくりの方針と密に連携しながら利用促進に取り組むとともに、行政と交通事業者や他分野における関係者も含めた相互間の連携を通じ、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。

●現状と課題

○市民の日常生活における移動手段は自家用車に依存していますが、地域公共交通の主たる利用者層の「老年人口」の総人口に占める割合が増加傾向にあります。
公共交通を必要とする人が移動に困ることがないよう、日常生活の必要不可欠な移動手段として地域公共交通を維持していく必要があります。

○広範囲に立地する商業施設や利用施設への移動を確保するため多様な交通モードを展開していますが、利用方法や運賃、他の交通モードへの接続など利用者にとって複雑な面もあります。
市民の移動ニーズに対応するため、市内を運行する様々な公共交通の連携を強化するとともに、接続のしやすさや料金の支払い方法など利用者の利便性向上を図る必要があります。

○鉄道や路線バス、代替交通によって市民の移動手段を確保するとともに、横手デマンド交通によって市全域をカバーしています。
特に代替交通においては、地域によって実情が異なることから、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、利用実態や地域事情を考慮しながら効率的な運行となるよう検討する必要があります。

○本市を運行する地域公共交通の時刻表や路線図、運賃等の情報入手の方法が統一されていないことから、より使いやすい地域公共交通とするため、多様な媒体やICTなどを活用しながら、誰にとっても分かりやすく、いつでも必要な情報を入手できる環境を整える必要があります。

○人口減少に伴う乗務員不足により、路線バスの減便など公共交通の利便性の低下が懸念されています。今後、人口減少及び高齢化が加速することにより、公共交通の担い手がますます減少することが予想されます。担い手の確保や地域が主体となった取り組みを検討する必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-4	地域拠点整備による市街地の活性化

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－4　地域拠点整備による市街地の活性化
所管：都市計画課・経営企画課

1.目指す将来の姿

市街地整備事業などによる拠点整備により、良好な生活空間が確保されるほか、適正な土地利用の規制誘導による地域の資源を生かしたまちづくりが進められ、賑わいや地域の活力が創出されています。

2.取り組み方針

人口減少社会の進展を見据え、コンパクトシティや立地適正化という考え方に基づき、郊外部における宅地造成などの土地利用の適正な指導や誘導を図るとともに、市街地整備事業による拠点整備を進めます。また、景観計画や屋外広告物条例に基づく規制誘導により、横手らしい自然豊かな美しい景観を保全し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

3.現状と課題

○　少子高齢化などを起因とした人口減少社会には、市街地が拡散し、中心市街地の密度が漸減していく状態から脱却し、生活に必要な施設が歩行圏内に集約されたコンパクトシティの実現が求められています。そのため、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域や居住誘導区域での市街地再開発事業及び都市再生整備計画事業等の各種誘導策を進め、中心市街地（拠点地域、副拠点地域）の賑わいを向上させ、居住人口を増やしていく必要があります。

○　宅地造成などの開発行為は、地価の関係もあり、用途地域外、特定用途制限地域の田園保全型などにも見られる状況となっており、適正な指導や誘導の必要があります。

○　景観の形成の現状として、市街地内の地域特性が異なるエリアを一律の基準で規制しており、実態との乖離が生じています。こうした乖離を解消し、地域特性や風土を生かした景観形成を進めていくため、景観計画における「景観づくりの基準」の見直しが求められています。また、良好な景観の維持に向け、規制誘導を図るとともに、景観重点地区等での修景補助を継続的に進めていく必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-4 名称

快適な居住環境の形成と地域の特性を活かしたまちづくりの推進

●取り組み方針

人口減少、少子高齢化社会の進展を見据え、立地適正化やコンパクトシティという考え方に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域では宅地造成など土地利用の誘導や指導を図り、融雪設備の整備等、質の高い暮らしを実現します。地域拠点では各地域の特色を活かし、今後も住み続けられるよう、生活排水処理施設や道路等の適切な維持に取り組みます。
また、景観計画や屋外広告物条例に基づく規制誘導による横手らしい自然豊かな美しい景観を保全し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

●現状と課題

○　人口減少、少子高齢化が一層深刻な状況になっており、中心拠点、副拠点においても空き地や空き家、空き店舗が増加し空洞化が深刻化しています。引き続き、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域、居住誘導区域への各種誘導施策や克雪対策を進めるとともに、居住人口を増やしていく必要があります。

○　無秩序な開発の抑制のため、特定用途制限地域の田園居住型を田園保全型へと強化した見直しでは、住宅地の居住誘導区域への適正誘導が図られています。しかし、大規模な誘導施設の都市機能誘導区域内への立地については、まとまった開発可能な土地が少ないため、開発可能地の創出と併せて都市機能誘導区域の見直しを検討していく必要があります。また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づき、事業者及び建築主等に適正な指導や誘導を行うとともに、今後は開発区域内における雪寄せ場の確保、消融雪施設の積極的導入など、雪国にふさわしいまちづくりの指針を検討していく必要があります。

○　各地域拠点が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを将来的にも継承し、今後も住み続けられるよう日常生活で必要な機能の維持に取り組む必要があります。

○　良好な景観の維持並びに適切な規制誘導を図るため、景観計画における景観づくりの基準を見直し、地域特性、風土特性を生かした景観計画を進めていく必要があります。また、景観重点地区では歴史的建造物や街並み景観を保全し、個性ある美しい街並み景観づくりに努めます。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-5	安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－5　安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理
所管：経営管理課・水道課・下水道課

1.目指す将来の姿

安全で良質な水道水を必要な量、いつでも、どこでも、誰でも使っています。
生活排水等が適切に処理されて、衛生的で快適な生活環境と、良好な水環境が維持されています。

2.取り組みの方針

【上水道】
健全な水道経営を目指し、安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な老朽管の更新と耐震化を図ります。
【下水道】
効率的かつ持続可能な生活排水処理事業の推進と、水洗化の向上を図ります。

3.現状と課題

○　水道は、生活を営む上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、昭和２９年に給水開始して以来、拡張事業を経て安定供給を行ってきました。しかし、近年、老朽施設の顕在化や水道を取り巻く環境の大きな変化により、老朽化対策のほか、施設の再編や耐震化が求められています。

○　多くの浄配水施設や膨大な延長の管路を整備するには多額の費用が必要となりますが、水需要の減少による収入減などにより財政的に厳しい状況にあります。限られた財源を有効に活用するため、優先順位を定めて事業の推進計画を策定し、リスクマネジメントを行いながら健全化を図る必要があります。

○　快適な生活環境の構築には生活排水の適切な処理が不可欠です。それぞれの地区の実状に応じた効率的な排水処理事業を推進するとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図ります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-5 名称

上下水道事業の安定的な運営と安心な暮らしの構築

●取り組み方針

【水道】
・社会情勢の変化に対応した健全で効率的な水道経営を行うため、料金収入の安定的確保と併せ、水道施設の統廃合や事業の広域連携を合理的かつ計画的に進めます。
・安心で安全な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な設備更新と耐震化を進めます。
【下水道】
・持続可能な生活排水処理を推進するため、既存施設のストックマネジメント計画を作成し計画的な施設更新を進めます。
・生活排水の適正な処理を推進するため、水洗化率の向上を図ります。
・集中豪雨等での内水氾濫に対応するため、公共下水道区域内の雨水幹線排水路の適切な維持管理を進めます。

●現状と課題

【水道】
・人口減少が進む社会情勢において、水道料金収入の安定的確保と、水道水を製造し供給するためのコストバランスを適切に維持することが困難な経営状況が見込まれる中で、古くなった水道施設の更新や地震対策など、災害に強い施設を構築し維持していくことが求められています。
・上水道の水源は、自然災害などによって水質及び水量が変化することがあります。安全で良質な水道水を絶やすことなく製造し供給するためには、水源の環境保全、適切な水質管理、施設の維持管理を徹底することが必要です。

【下水道】
・計画区域における下水道整備が終盤となり、今後は、現在使用している下水道管路施設及び汚水処理施設が改修や更新の時期を迎えます。経年劣化による施設の排水処理能力の低下や、破損事故の発生を最小限に抑制するため、計画的に改修及び更新を行う必要があります。
・快適な生活環境の構築には、生活排水の適切な処理が不可欠です。水洗化率の向上を図るため、それぞれの地区の実情に応じた生活排水処理事業を推進する必要があります。
・近年頻発する集中豪雨等による内水氾濫によって、安心な暮らしが脅かされることがあります。浸水等の状況が発生するのを抑制するため、既存の雨水幹線排水路の機能維持を図る必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます		
部会名	建設交通部会	施策名	5-6	市民がくつろげる公共空間の整備

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策5】
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部・総務企画部

施策5－6　市民がくつろげる公共空間の整備
所管：都市計画課・建設課

1.目指す将来の姿

多くの市民が、憩いの場や遊び場として公園や緑地を利用し、市民との協働により管理が行われています。

2.取り組み方針

安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園整備を目指します。

3.現状と課題

○　本市には、人々に親しまれ、環境資源として期待される公園が整備されており、そのうち、都市公園は 50 ヵ所あり、供用面積は 179 ヘクタールとなっています。

○　公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面もあるため、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については計画的な整備を図りながら、多くの方々に愛されるよう魅力の向上に努めることが必要です。

○　また、身近な公園や緑地も数多くあり、その維持管理も市直営のほか、農村公園は町内会などの地域団体を受託者とする指定管理者制度を導入したり、一部の公園では「公園愛護会」・「公共施設市民サポーター」が行うなど市民との協働が進んでいます。

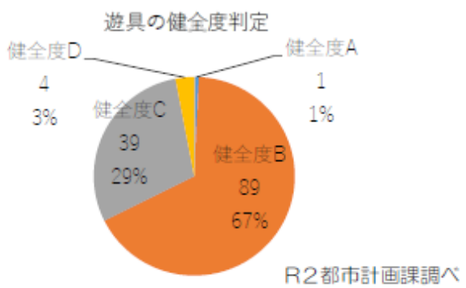

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策5-6 名称

市民協働による公園環境の魅力向上

●取り組み方針

安全で快適に利用できるよう定期的な保守点検や適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園環境の整備を目指します。

●現状と課題

○ 本市には、人々に親しまれ、環境資源として期待される公園が整備されており、そのうち、都市公園は49ヵ所あり、供用面積は179 ヘクタールとなっています。

○ 公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面もあるため、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については横手市公園施設長寿命化計画により計画的な整備を図りながら、多くの方々に愛されるよう魅力の向上に努めることが必要です。

○ 身近な公園や緑地も数多くあり、その維持管理も市が行っている以外に、令和6年度から都市公園で指定管理者制度が導入されました。また、農村公園では町内会などの地域団体を受託者とする指定管理者制度、一部の公園では「公園愛護会」・「公共施設市民サポーター」が行うなど市民との協働が進んでいます。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	6	やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます		
部会名	市民協働部会	施策名	6-1	市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策6】
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6－1　市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実
所管：地域づくり支援課・生涯学習課・各地域局地域課

1.目指す将来の姿

市民が、主体的にまちづくりの主人公となって、さまざまな課題に対し、みんなで語り合い、助け合い、支え合うことによって、市民主体による特色あるまちづくりが進められています。

2.取り組み方針

市民だれもが地域で活動しやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活性化を図るとともに、地域に関わるすべての方々の参画と協働によるまちづくりを進めます。

将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ体系の構築を図るため、地域住民による自主的な活動を支援するとともに、地域資源を生かした特色あるまちづくりを推進します。

また、中高生を含めた若い世代が本市の良さと価値を認識することは、人口減少社会が進む本市にとって大変重要です。若い世代が楽しいと感じ、興味を持って本市のまちづくりへ関わろうと思える取り組みを進めます。

3.現状と課題

○　ライフスタイルの多様化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域のつながりの希薄化や担い手不足など、さまざまな地域の課題や市民ニーズが複雑化・多様化する中で、市民と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら協働でまちづくりを進めていくことが求められています。

○　本市では、「横手市自治基本条例（平成 26 年 10 月）」を制定したことにより、幸せな地域社会の実現に向け、市民と行政、議会の果たすべき役割等について、一定の方向性を定め、協働の仕組みづくりを構築しています。

○　引き続き、自治意識の高揚を図り、地域等で主体的に公共的な活動を担っている市民活動団体、自治会、地区会議、地区交流センター運営協議会等の活動を継続して支援すると共に地域運営組織の形成に向けたサポートを通じ、地域コミュニティの維持や向上を図り、それぞれの地域が持っている個性を生かした賑わいの創出や地域活性化につながるまちづくりを進めていくことが必要です。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策6-1 名称

地域住民による地域コミュニティの活性化

●取り組み方針

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の想いと主体性を尊重しながら、市民と行政の協働による地域づくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、住民による主体的な活動を支援するとともに、地域資源を生かした特色あるまちづくりを推進します。

●現状と課題

現状

○人口減少や少子高齢化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や人手不足が進み、これまで行われてきた助け合いや伝統文化の継承、身近な地域課題への対応など、地域コミュニティが担う機能の低下が懸念されています。

○市内２８地区に地区交流センターが設置され、地域のコミュニティ活動や市民協働活動、生涯学習活動が実践されています。

課題

○地域住民の自治意識の高揚（我が事化）を図り、町内会や自治会、地区交流センター運営協議会のほか、主体的に地域づくり活動に取り組んでいる各種団体等の活動を継続して支援する必要があります。

○地域運営組織の形成と基盤強化に向け、研修会や交流の場の開催、組織に寄り添った伴走型支援を継続し、事業内容や運営体制の活性化を図る必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	6	やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます		
部会名	市民協働部会	施策名	6-2	男女が尊重し合う社会づくり

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策6】
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6－2　男女が尊重し合う社会づくり
所管：地域づくり支援課

1.目指す将来の姿

男女が互いを尊重しあいながら、家庭や職場、地域などの中で、一人ひとりが輝き、自分らしく生きられる社会が形成されています。

2.取り組み方針

「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を実現するため、市民、各種団体、企業及び行政などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって男女共同参画社会の推進を目指します。

3.現状と課題

○　この数年間で女性活躍推進法をはじめとする法整備が行われましたが、家庭、職場、地域等には依然として性別や年代による役割分担の意識が残っており、地域、会社等での方針決定過程へ参画できるようなリーダーや役員、管理職等への女性の参画についても依然として大きな進展はありません。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男性も女性も仕事と家庭生活の調和の実現が進んでいない状況にあります。

○　男女共同参画推進のための啓発を進め、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、一人ひとりの意識改革や就業環境の改善を進める必要があります。
　また、ダイバーシティの推進やＳＤＧｓへの取り組みなど社会的要請の変化に対応し、方針決定過程へ参画する管理職等へ女性の登用を推進し、女性の意見が伝わり、反映させていく社会づくりや、女性の人材育成やチャレンジ支援の充実、男性の家事・育児参画の推進など、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策6-2 名称

男女共同参画社会の実現・女性活躍の推進

●取り組み方針

「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」（横手市が目指す男女共同参画の将来像）を実現するため、市民・各種団体・企業及び行政が共通認識の下に、それぞれの主体的実践と連携を通して、男女共同参画社会の推進を目指します。

●現状と課題

現状
○依然として、職場・家庭・地域において、性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込みが根強く残っている傾向がみられ、個性と多様性が尊重される社会の実現には至っていない状況です。

○社会全般にわたる意思決定は、SDGs（2015年国連で採択された「持続可能な開発目標」）に「ジェンダー平等の実現」が定められていることや、女性活躍推進法の制定などの背景がありますが、女性の参画や女性管理職等の登用が伸び悩んでいます。

課題
○男女共同参画の実現や女性活躍の推進のためには、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが重要であり、継続的に市民向けの広報・啓発活動や研修会を実施するほか、市が取り組むあらゆる施策を男女共同参画の視点にたって、計画・実施していく必要があります。

○市民・各種団体・企業及び行政が協力し、社会全般にわたる意思決定に関わる女性の参画や、管理職等への女性の登用などを推進し、女性の意見が伝わり反映される社会づくりのほか、男性の育児休業取得を推進し、育児・家事・介護への参画に取り組む必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	6	やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます		
部会名	市民協働部会	施策名	6-3	情報を共有する環境の整備

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策6】
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6－3　情報を共有する環境の整備
所管：秘書広報課・総務課・情報政策課・経営企画課

1.目指す将来の姿

市民と行政との情報共有が図られ、市政への関心が高まっています。

2.取り組みの方針

市政の信頼を高めるとともに、市民と市政の現状や課題を共有化するため、市民へタイムリーな市政情報を提供します。

3.現状と課題

○　市内の全域で高速インターネットが利用できる環境が整い、携帯電話通信網についてもほぼ全域で高速通信が可能となっています。

○　情報の一元化を図るために「横手市情報センター」を構築し、市政情報だけでなく市民活動などについても情報を収集しています。子どもから年配の方まで幅広い年代に情報がいき届くよう、広報誌やホームページをはじめ、Facebook、LINE、YouTube といったＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、デジタルサイネージ、コミュニティＦＭなどを活用し、スムーズな情報発信に努めています。

○　公文書館において歴史的に重要な公文書が散逸することなく適正に保存され、市民に公開されています。あわせて、統計業務の実施により得られたデータなどの各種行政情報の公開を進め、透明性が高く信頼される行政を推進する必要があります。

○　横手市が公開するオープンデータを活用して、横手市はもちろん、民間業者もアプリを開発し公開しています。オープンデータは量により新しい価値を生み出し、鮮度の高さにより信頼性を向上させることから、公開済オープンデータの更新を適切なタイミングで実施し、また、新しいデータを増やすことによって充実を図り、データの活用が地域社会の活性化につながる必要があります。

○　国のマイナンバー制度開始に伴い、住民情報システムの改修による情報連携を行っております。また、マイナンバーカードの普及促進など市民への周知活動を行っております。市民の更なる利便性向上のため、マイナンバーカードを活用していきます。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策6-3 名称

情報を共有する環境の充実

●取り組み方針

市民へ迅速かつ正確な行政情報を提供することで市政の透明性と信頼性の向上を図るとともに、市民と市政の現状や課題を共有できる環境を充実させます。

●現状と課題

現状
○市内の全域で高速インターネットを利用できる環境が整っており、携帯電話通信網についても居住地域のほぼ全域で高速通信が可能となっています。

○行政情報に加え、企業や団体、市民からの情報を集約する「横手市情報センター」の機能により、情報の一元化が図られています。集約された情報は、市報や電子掲示板、各種ＳＮＳなどで発信する形が構築され、幅広い年代に情報が行き届く情報共有の体制が図られると共に、市民がこれまで簡単にできなかった情報発信も可能にしています。

○デジタル技術を活用した市民向けサービスを展開しています。また、高齢者向けスマートフォン活用講座を開催しています。

課題
○高速インターネットを利用できる環境は整っていますが、インターネットを将来利用する見込みがない方へデジタル化した情報をどう届けるか検討する必要があります。

○市民のさらなる利便性向上を目指し、デジタル技術を活用したサービスを拡大させていくことと、世代の垣根なくサービスを受けることができるよう取り組む必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	6	やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます		
部会名	市民協働部会	施策名	6-4	市内外との交流連携の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策6】
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6－4　市内外との交流連携の推進
所管：地域づくり支援課・秘書広報課・経営企画課

1.目指す将来の姿

市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市の内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、地域に賑わいや活気が生み出されています。

2.取り組み方針

他地域との交流は、新たな発想や体験、情報などを得る機会をもたらすものであり、いろいろな分野での交流や連携を推進し、地域の魅力発信や活性化につなげます。

人口の社会減少抑制と地域コミュニティの活性化などを図るため、関係団体との連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、首都圏等県外在住者の移住や交流を促進します。

3.現状と課題

○　近年、都市部において、ゆとりや豊かさ志向への変化により、自然環境に恵まれた地方での生活を求める機運が高まっています。ＵＩＪターンなど都市部からの移住・定住希望者のニーズに対応した情報提供や支援を行う必要があります。

○　市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税を通じて本市に興味や関心をもっていただいている方々を、本市を応援してくれる貴重な「応援人口」と位置づけ、地域への応援意識を醸成するため、参加型イベントを企画したり、情報インフラを活用した物産・観光・移住情報などを発信しています。引き続き、地域の持続性を確保するために「応援人口」は重要な役割を果たすことから、更なる拡大と密接な関係構築を図っていくことが必要です。

○　横手市の魅力をＳＮＳを活用して市内外に発信したり、大都市でのＰＲ活動を行うことで、市のイメージアップを図り、交流人口の拡大や地域活性化に結び付ける取り組みをさらに進める必要があります。

○　友好都市（神奈川県厚木市、茨城県那珂市）との交流については、画一的友好親善に留まらず、観光や物産、スポーツや子どもたちの交流など、市民レベルでの幅広い交流が長く続いており、さらなる継続が求められます。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策6-4 名称

市内外との交流連携の推進

●取り組み方針

人口減少抑制と地域の課題解決や活性化につなげるため、庁内外の連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、都市部からの若い世代等の移住・定住を促進します。

また、市内外に向けた横手市の魅力の発信により認知度・関心度の向上を図るとともに、市内外の方との交流や公民連携の推進により、市民の地域への誇りの醸成と地域の活性化につなげます。

●現状と課題

現状

○ライフスタイルや働き方の多様化により、仕事を変えずに地方で生活することが可能となっています。

○地域おこし協力隊は、地域に新たな発想と刺激を与え、地域の活性化につながっています。また、任期満了者が定住しています。（6-1から変更）

○大学等進学で市を離れる若者の多くは、卒業後に横手へ戻っていない状況です。

○市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税寄附者などの関係人口は、持続可能な地域づくりに取り組む上で重要な役割を果たしています。

○友好都市（神奈川県厚木市、茨城県那珂市）とは、幅広い世代と分野で市民同士の交流が続いています。

○市民、各種団体、企業及び行政などが持つ「地域に賑わいや活気を生むための意見や提案」にスピード感を持って取り組める公民連携の体制づくりを進めています。

課題

○若い世代の移住・定住を促進させるため、移住希望者のニーズに対応した相談体制を充実させ、支援を行う必要があります。また、地域おこし協力隊は、今後も活動の支援を継続し、都市部からの移住・定住を図ることが必要です。

○認知度・関心度が高い横手市を目指すため、横手市の魅力をＳＮＳの効果的な活用により市内外へ発信し、地域への誇りの醸成につなげる必要があります。

○関係人口は、持続可能な地域づくりに取り組む上で重要な役割を果たすことから、更なる創出と密接な関係性の継続を図っていくことが必要です。

○次世代を担う人材確保を推進するため、若者の地元への定住のきっかけとなる奨学金返還支援制度を継続して実施する必要があります。

○市民、各種団体、企業及び行政などが持つ「地域に賑わいや活気を生むための意見やアイディア」が十分まちづくりに活かされておらず、持続可能な地域づくりのために、公民連携をさらに進める必要があります。

○国際化が進む社会の中で、在住外国人の方が地域社会の一員として安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められています。市民の国際理解を深める取り組みと在住外国人への支援を継続する必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	7	横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます		
部会名	行政経営部会	施策名	7-1	市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策7】
横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部　ほか

施策7－1　市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進
所管：経営企画課・情報政策課・人事課・契約検査課ほか

1.目指す将来の姿

行政評価制度の活用や行政改革の推進などにより、PDCAサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営が行われています。

2.取り組み方針

行政評価制度を活用して総合計画を機軸とした行財政システムを構築し、政策の重点化、施策の選択と集中、事業効果の明確化を推進し、成果重視の行政運営に取り組みます。

3.現状と課題

○　人口減少や少子高齢社会の進展など、社会情勢の変化に伴い、行政課題や市民ニーズは多様化かつ複雑化しています。加えて、市町村合併に伴う交付税算定の特例措置が終了となるなど、市の財政見通しは大変厳しい状況にあり、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するための仕組みを構築する必要があります。

○　質の高い市民サービスの確立を図るため、機能的で部局横断的な業務執行が可能な組織づくりや利用しやすい窓口サービスの提供、透明で公正な入札制度の改革など、引き続きあらゆる面で行政改革を進めていく必要があります。

○　Society5.0 で実現するスマート社会に向け、ビッグデータやオープンデータ、ＡＩなどを活用し、市民生活の利便性の向上や、行政事務の効率化を行っていく必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策7-1 名称

市民満足度の高い、成果重視の行政運営の推進

●取り組み方針

総合計画を機軸とした行政経営システムの運用により、行政評価結果や客観的なデータに基づく施策展開を推進します。また、限られた経営資源を重点施策に対して優先的に投入するなど、選択と集中による効果的かつ効率的な成果重視の行政運営に取り組みます。

●現状と課題

○　地方分権の進展や多様化・複雑化している市民ニーズへの対応などにより、自治体の役割は拡大しています。また、地域社会のデジタル化や自治体ＤＸの推進など、自治体経営においても大きな変革期を迎えています。厳しい財政状況の中、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するため、行財政改革の取組みがより重要となっています。

○　コロナ禍を経て、デジタル技術による変革が急速に進んでいます。デジタル技術の活用により市民生活の利便性の向上を図るとともに、業務プロセスの自動化・効率化を一層進める必要があります。なお、デジタル技術の活用にあたっては、個人情報保護やセキュリティリスクに対するより一層厳格な体制が求められています。

○　公共サービスの質を高めるため、横断的組織づくりを進めるほか、行政手続きのオンライン化や誰もが利用しやすい窓口サービスの提供など、引き続きあらゆる面で行政改革を進めていく必要があります。また、行政と民間との協働により、サービスの最適化を図る必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	7	横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます		
部会名	行政経営部会	施策名	7-2	財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策7】
横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部　ほか

施策7－2　財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進
所管：財政課・財産経営課・税務課・収納課・会計課

1.目指す将来の姿

限られた経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））を効果的、有効的に活用する継続的に安定した行財政運営が図られています。

2.取り組み方針

限られた財源の中で、最大限の効果を生み出す財政運営を目指します。横手市財産経営推進計画の一層の推進と、ローリング方式による計画の見直しを行いながら公共施設の適正な再配置と計画的な維持管理で経費の適正化を図ります。

3.現状と課題

○　少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少、特に生産年齢人口の減少は、地域の活力低下のみならず市税や普通交付税等の収入減少に影響を与えます。
　また、普通交付税の合併算定替特例は平成 27 年度に終了し、平成 28 年度から５ヵ年の激変緩和期間を経て、令和３年度以降は本来の算定方式となります。第２次横手市総合計画後期基本計画の最終年度となる令和７年度の普通交付税は、平成 27 年度決算と比較し、約 32 億円減額になる見込みです。

○　市民ニーズは多様化、高度化していて行政需要が減らない現状であることから、行財政運営を継続させていくには、計画・施策、その成果を常に検証し、改善を繰り返しながら行政サービスを進めていくという行財政システムの確立、ひいては職員個々の意識変革が欠かせません。

○　平成 17 年の市町村合併以前の旧市町村では、昭和 40 年代から建物や道路など多くの公共施設を整備してきました。平成 28 年３月に横手市財産経営推進計画を定め、公共施設の適正な再配置を行う過程で廃止や機能の統合等を行ってきましたが、本市では一人あたりの公共施設面積が全国平均と比べ、約２倍となっています。
　また、少子高齢化に伴い人口が減少し、社会の構造や行政に対する市民のニーズが多様化している中で、これまでに整備してきた公共施設が一斉に改修時期を迎えています。今後も限られた経営資源の中で公共施設の適正な再配置と計画的な管理、活用を行いながら、市民が安心で快適に利用できる公共施設サービスの提供を図る必要があります。

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策7-2 名称

財源確保と効果的かつ健全な財政運営の推進

●取り組み方針

　限られた財源のなか、市民ニーズの高まりに応えていくため、創意工夫による事業のビルド＆スクラップを戦略的に進め、行政サービスの効率化、質の高度化を図ります。また、横手市財産経営推進計画に則り公共施設の適正な再配置や廃止施設の解体を計画的に実施していくことで、将来にわたるコストの平準化を図り、安定的な財政運営を行います。

●現状と課題

○人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小に伴い、普通交付税や市税等の更なる減少が見込まれ、さらには、国内外の経済状況など市の財政状況に影響を与える要因に関しては不確実性が増しており行政コストの増大も懸念されます。
　そのようななか、市民ニーズの細分化、高度化に対応しつつ、安定的に財政運営を継続させていくために、既存の予算事業の検証による廃止・統合を含めた抜本的な見直しや、人員配置の適正化などを進めたうえで、限られた財源を効果的に配分することが必要です。

○平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とした横手市財産経営推進計画（FM計画）では、公共施設の保有総量の最適化を図る取り組みを進めています。今後も地域住民との対話による理解を得ながら、施設の公共サービス機能の維持や複合化、効率的な運営が求められています。同時に、廃止となった施設については計画的に解体を進め、維持管理コストや将来更新費用の縮減を図る必要があります。

○近年、市税収納率は微増傾向にあるものの、他自治体と比較すると低い状況にあります。市の主要な自主財源である税収の確保そして税の公平性を保つため、滞納者に対する滞納処分をより強化する必要があります。

○自主財源確保のため、今後も新たな取り組みを継続的に模索しながら、積極的に自主財源の確保に努めることで、健全な財政運営の堅持を図る必要があります。

総合計画策定委員会検討結果

政策名	7	横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます		
部会名	行政経営部会	施策名	7-3	戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実

テーマ 施策の検討

【参考】第２次横手市総合計画　後期基本計画

【政策7】
横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部　ほか

施策7－3　戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実
主管課：人事課

1.目指す将来の姿

職員一人ひとりが、市民（お客様）の立場で考え、柔軟な発想や創意工夫、実践力向上を図り、市民ニーズに対応しています。

2.取り組み方針

市では、これまで職員数のスリム化を図る一方、研修等を通じて職員の資質や公務能力の向上に努めてきましたが、行政に対する市民ニーズは年々高まると同時に多様化しており、今後、市役所全体の資質、能力レベルの底上げが求められます。

職員一人ひとりが市民満足度の向上を常に意識し、柔軟な発想とスピード感を持って実践できるようさまざまな技術を持った職員が内部講師を務める階層別、目的別等の職員研修を計画的に受講させることで、個々の資質向上、能力開発、そして職員全体のレベルの底上げを図ります。

3.現状と課題

○　個々の意欲や自主性を重んじながら、これまで以上に階層別研修や目的別研修を設けたことで職員個々の課題に対応した主体的な研修参加が見られました。

○　職員の世代交代が進む中で知識、技術の継承が急務となっています。そのため、経験に基づく知識や技術を実技形式での研修でより深く学び、実務に生かすことが求められています。

○　平成 30 年度から実施している職員個々の行動特性や思考傾向を測る能力診断の結果から横手市職員は民間企業約 2000 社に勤務する社員と比べて「企画・発想力」に結びつく行動特性等が乏しい傾向が見られました。

○　今後も市民ニーズに応えていくためにも横手市職員の「企画・発想力」が必要不可欠であり、計画的に研修等を通して、能力向上を図っていく必要があります。

○　職員一人ひとりが組織目標を常に意識し、能力を最大限発揮できるよう、人材育成を目的として、平成 27 年度から全職員を対象に人事評価を実施しており、期初・期

第３次横手市総合計画　前期基本計画（原案）

施策7-3 名称

戦略的・計画的な人材育成と人材活用による組織力の向上

●取り組み方針

これまでの研修受講体制の仕組みは維持しつつ、研修受講による成果を組織全体へ波及させる取組みを進めます。また、職場内でのＯＪＴを充実させながら、困難な行政課題に対しても適切かつ柔軟に対応できる職員の育成を進めていきます。

職員の多様な働き方を推進するとともに、個々の事情に応じたワーク・ライフ・バランスを重視した働きやすい環境の検討と整備を進めていきます。また、職員が安心して働ける環境の整備に取り組んでいきます。

●現状と課題

○行政に対する市民ニーズは複雑・多様化しており、そのニーズに応え、市民満足度の向上につなげていくためには、これまで以上に職員個々の資質向上を通した組織力の向上が求められています。

○人口減少や社会情勢の変化により職員の確保が困難となってきており、限られた職員数の中では、組織機構や人員配置の最適化を図りながら、より効率的に行政運営を進めていくことが求められています。

○定年年齢の引上げにより６０歳を超えて常勤で勤務を続ける職員が増えており、管理職等の経験やこれまでの業務で得た知識・ノウハウを有したこれら職員には、行政サービスへの直接的な寄与のほか、後進育成の役割も求められています。一方で役職定年により管理監督職から役割が移行する職員については、システム操作等を含む事務処理に関するリスキリングが必要となっています。

○職員がやりがいを持って生き生きと働けることが、組織の活性化、ひいては市民満足度の向上につながっていきます。そのためには、職員がワーク・ライフ・バランスを重視して働き続けることができるよう、多様な働き方を選択できる体制の検討や業務上のストレス軽減、各種ハラスメント防止対策に注力していく必要があります。

■令和6年度　第3次総合計画策定スケジュール

年　月	総合計画審議会	策定委員会	庁内策定部会	市民意見等
R6.　6月			【6/14】全体説明会開催 ・第1回策定部会（役割分担、次回以降の流れ） ・第2回策定部会（現状と課題の整理）	・市政懇談会での意見聴取【6/18、19、20、22】
7月			・第3回策定部会（施策の検討）	・市政懇談会での意見聴取【7/1，7/2、7/5、7/9、7/22、7/23】
8月	【8/28】第1回審議会（委嘱状交付、現計画の説明、現状の説明、第2次総合計画総括の説明）		・第4回策定部会（政策の検討）	・将来像の公募（小中学生から絵画募集、中学生から川柳募集） 【絵画：7/1～9/30】 【川柳：7/1～8/30】 ・わがまちよこて写真募集【8/1～9/30】 ・高校生ワークショップ【8/2】
9月	【9/27】第2回審議会（第2次総合計画総括の説明、意見交換）	【9/26】第1回策定委員会（委嘱状交付、現計画の説明、策定方針、スケジュール、横手市の現状、まちづくりアンケート結果、若者意識調査結果の共有）		・市民ワークショップ【9/7】
10月	【10/23】第3回審議会（第2次総合計画総括の評価、自治基本条例の説明）	・第2回策定委員会（現状と課題、取り組み方針の検討） ・第3回策定委員会（施策の検討、政策の検討）		
11月	【11/13】第4回審議会（自治基本条例の検証、財政状況（財政見通し）、職員数の推移）	・第4回策定委員会（基本目標の検討） ・第5回策定委員会（将来像の検討）		
12月	【12/18】第5回審議会（策定委員会の検討状況の報告）			
R7.　1月	・第6回審議会（基本構想原案の検討（素案に対する意見交換））	・第6回策定委員会（基本構想素案、基本計画一部素案の報告）		
2月	・第7回審議会（基本構想原案の検討（政策会議後の基本構想原案への意見交換））			
3月	パブリックコメントの実施			
4月	・第8回審議会（基本構想の答申）			